

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第53回理事会

平成13年5月

第 5 3 回 通常理事会次第

平成13年5月22日(火)午後6時～

グランドアーク 半蔵門 5 F シンフォニー

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

(1) 議 案 説 明

第1号議案 平成12年度事業報告について

第2号議案 平成12年度収支計算書について

(2) 監 査 報 告

(3) 質 疑 応 答

4. 最近の情報及び懸案事項等について

5. そ の 他

平成 12 年度事業報告書

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 12 年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を次のとおり実施した。

1. 償い事業

平成 11 年度に引き続き、国民的な償いを表す事業を申請されたの方々に対して事業を実施した。

なお、平成 13 年 3 月末現在でお届けした方の総数は、175 名となっている。

2. 医療・福祉支援事業等

平成 11 年度に引き続き、「医療・福祉支援事業」を申請されたの方々に対する支援、及びオランダの事業実施委員会が行う「医療・福祉分野の財・サービスの提供支援事業」を実施した。

また、インドネシアでは現在まで 11 ヶ所の高齢者福祉施設が完成し、124 名が入寮している。

3. 女性名誉尊厳事業

一般啓発事業

- ①基金ニュースの発行（10月1日、3月15日の2回）
- ②募金キャンペーンツール・事業報告小冊子、募金リーフレット、及びポスター等の作成・配布
- ③募金呼びかけ新聞広告 中央紙地方版・主要地方紙 計47紙
- ④DV特集「最も身近な犯罪」雑誌掲載（女性月刊誌に16回）
- ⑤「ドメスティックバイオレンスー家庭内における女性と子どもへの影響」啓発ビデオ制作・配布
- ⑥「ママを殴らないで」啓発ポスター制作・配布
- ⑦ 子どもボルノ、子ども買春問題啓発「カレンダー」制作・配布
- ⑧「女性たちと戦争そして暴カーアジア女性基金の活動から」テレビ制作・放映
- ⑨「ドメスティックバイオレンスー子どもたちは今」テレビ制作・放映

Q&A 作成事業

- ①「性暴力 Q&Aー心とからだの回復のために」
- ②「インターネット・ルルーネットワーク社会と子どもたちの安全」
- ③「『援助交際』について考えるためのハンドブッケー成人男性意識調査レポートから」以上3小冊子を作成・配布

地方対策事業

- ① 事業報告会（東京・大阪）
- ② ドメスティックバイオレンスに関する公開セミナーの開催（東京、千葉、埼玉、静岡、宮城、北海道）

NGO 支援事業

女性の名誉と尊厳を守る広報・啓発活動並びに女性の人権に関する今日の問題への自立活動等を行う NGO に対する支援（支援 30 団体）

国際会議事業

- ① 「DV を根絶するためには」国際専門家会議・公開フォーラムの開催（東京）
- ② 「女性の尊厳と司法環境」国際専門家会議・公開フォーラムの開催（箱根・横浜）

調査研究事業

- ① 「女性への暴力の実態及び子どもへの影響」
- ② 「ドメスティック・バイオレンス援助アセスメント試論」
- ③ 「クマラスワミ国連人権委員会特別報告者－2000 年度報告書」翻訳
- ④ 「武力紛争下における女性の人権」研究会の開催 5 回

総合相談センター事業

- ① 被害者に対する電話相談の実施（委託）
- ② 相談員等のためのワークショップの開催 首都圏（8 回）・地方（1 回）

メンタルケア技術開発事業

DV や性暴力における援助のあり方について以下のテーマで研究会を開催 各 5 回

- ① 「女性の DV 被害者に対して、援助者は何を留意すべきか」
- ② 「被害女性へのエンパワーメントとカップル間コミュニケーションの可能性」
- ③ 「加害者への対応、米国での取り組みを参考に」研究会の開催

4. その他総務報告

(1) 理事会等の開催

理事会関係	第 46 回	4 月 14 日
	第 47 回	6 月 12 日 (平成 11 年度事業報告及び決算他)
	懇談会	7 月 13 日
	懇談会	7 月 24 日
	懇談会	8 月 23 日
	第 48 回	9 月 1 日 (村山理事長就任)
	第 49 回	9 月 11 日
	第 50 回	10 月 11 日
	第 51 回	3 月 28 日 (平成 13 年度事業計画及び予算他)

評議員会	第 12 回	6 月 14 日 (平成 11 年度事業報告及び決算他)
	第 13 回	9 月 1 日 (理事の選任)
	第 14 回	10 月 10 日 (理事の選任)
	第 15 回	3 月 27 日 (平成 13 年度事業計画及び予算他)

運営審議会	第 51 回	5 月 11 日
	小委員会	5 月 29 日
	第 52 回	6 月 5 日
	第 53 回	9 月 25 日
	第 54 回	10 月 23 日
	第 55 回	12 月 5 日
	第 56 回	3 月 6 日

理事・運営審議会委員等合同会議

1 月 16 日

(2) 役員の選任

理事	村山富市	9 月 1 日 (理事長就任)
	和田春樹	10 月 10 日 (就任)
副理事長交代	石原信雄	10 月 11 日 (就任)
	大鷹淑子	10 月 11 日 (就任)

(3) その他

中央省庁等再編に伴い、平成 13 年 1 月 6 日から当財団法人の所管は外務省の単独となった。

資料番号 2

第2号議案

平成 12 年度収支計算書

自 平成 12 年 4 月 1 日

至 平成 13 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

収 支 計 算 書

平成12年4月 1日から平成13年 3月31日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
収入の部				
1 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	200,000	46,419	153,581	
2 寄附金収入				
寄附金収入	150,000,000	83,603,344	66,396,656	
3 拠出金収入				
国庫拠出金収入	165,678,000	165,678,000	0	
4 補助金収入				
国庫補助金収入	294,978,000	294,978,000	0	
5 雑収入				
受取利息収入	390,000	488,121	-98,121	
当期収入合計 (A)	611,246,000	544,793,884	66,452,116	
前期繰越収支差額	600,000,000	610,771,316	-10,771,316	
収入合計 (B)	1,211,246,000	1,155,565,200	55,680,800	
支出の部				
1 事業費支出				
償い事業費	270,000,000	24,000,000	246,000,000	
医療福祉支援事業費等	372,000,000	148,305,310	223,694,690	
女性名誉尊厳事業費	188,015,000	188,220,815	-205,815	
2 管理費支出				
人件費	66,661,000	66,016,980	644,020	
事務費	39,940,000	40,096,205	-156,205	
3 特定預金支出				
退職特定預金繰入支出	362,000	644,000	-282,000	
4 基本財産繰入支出				
銀行預金	0	46,419	-46,419	
5 予備費				
予備費	260,000	0	260,000	
当期支出合計 (C)	937,238,000	467,329,729	469,908,271	
当期収支差額 (A)-(C)	-325,992,000	77,464,155	-403,456,155	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	274,008,000	688,235,471	-414,227,471	

正味財産増減計算書

平成12年4月 1日から平成13年 3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
増加の部				
1 資産増加額				
当期収支差額	77,464,155			
退職引当特定預金増加額	645,940			
基本財産受入額	46,419	78,156,520		
増加額合計			78,156,520	
減少の部				
1 資産減少額				
什器備品減価償却額	1,628,977	1,628,977		
減少額合計			1,628,977	
当期正味財産増加額			76,527,543	
前期繰越正味財産額			657,077,558	
期末正味財産合計額			733,605,101	

貸 借 対 照 表

平成13年 3月31日 現在

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	692,588,279			
流動資産合計		692,588,279		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	38,623,741			
基本財産合計	38,623,741			
その他の固定資産				
什器備品	2,957,826			
電話加入権	542,150			
退職給与引当特定預金	3,245,913			
その他の固定資産合計	6,745,889			
固定資産合計		45,369,630		
資 産 合 計			737,957,909	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	4,182,050			
預り金	170,758			
流動負債合計		4,352,808		
負 債 合 計			4,352,808	
正味財産の部				
正味財産			733,605,101	
(うち基本金)		(	38,623,741)	
(うち正味財産増加額)		(	76,527,543)	
負債及び正味財産合計			737,957,909	

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,577,322	46,419	0	38,623,741
合計(基本金)	38,577,322	46,419	0	38,623,741

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期末残高	備考
預金現金	612,839,608	692,588,279	
合 計	612,839,608	692,588,279	
未 払 金	1,877,667	4,182,050	
預 り 金	190,625	170,758	
合 計	2,068,292	4,352,808	
次期繰越収支差額	610,771,316	688,235,471	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	10,208,526	7,250,700	2,957,826
電話加入権	542,150		542,150
合 計	10,750,676	7,250,700	3,499,976

財 産 目 録

平成13年 3 月31日 現在

(単位 円)

科 目		金 額	
資産の部			
1 流動資産			
預金現金			
現金	現金手許有高	12,843	
普通預金	三和銀行	103,444,844	
普通預金	三和銀行	4,887,837	
郵便貯金	郵政省	22,206,981	
郵便貯金	郵政省	50,014,825	
普通預金	横浜銀行	504,826,713	
普通預金	三和銀行	2,378,116	
普通預金	三和銀行	4,815,074	
普通預金	三和銀行	1,046	
現預金合計		692,588,279	
流動資産合計			692,588,279
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	三和銀行	38,623,741	
基本財産合計		38,623,741	
(2) その他の固定資産			
什器備品	パソコン他	2,957,826	
電話加入権	3583-9346他	542,150	
退職給与引当特定預金	三和銀行	3,245,913	
その他の固定資産合計		6,745,889	
固定資産合計			45,369,630
資産合計			737,957,909
負債の部			
1 流動負債			
未払金			
3月分通信運搬費等		4,182,050	
預り金			
雇用保険料		170,758	
流動負債合計			4,352,808
負債合計			4,352,808
正味財産			733,605,101

監 査 報 告 書

平成 13 年 5 月 21 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理 事 長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 

平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の
監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の
正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事
の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載
金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の事実は認められない。

資料番号 3

第2号議案 付連

(参考)

(平成 12 年度収支計算書)

会 計 別 説 明 資 料

収 支 計 算 書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
収入の部				
1 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	46,419			46,419
2 寄附金収入				
寄附金	83,603,344	83,603,344		
3 拠出金収入				
国庫拠出金	165,678,000		165,678,000	
4 補助金収入				
国庫補助金	294,978,000			294,978,000
5 雑収入				
受取利息	488,121	96,008	359,591	32,522
当期収入合計 (A)	544,793,884	83,699,352	166,037,591	295,056,941
前期繰越収支差額	610,771,316	120,856,181	489,472,548	442,587
収入合計 (B)	1,155,565,200	204,555,533	655,510,139	295,499,528
支出の部				
1 事業費支出				
償い事業費	24,000,000	24,000,000		
医療福祉支援事業費等	148,305,310		148,305,310	
女性名誉尊厳事業費	188,220,815			188,220,815
2 管理費支出				
人件費	66,016,980			66,016,980
事務費	40,096,205			40,096,205
3 特定預金支出				
退職引当特定預金繰入支出	644,000			644,000
4 基本財産繰入支出				
銀行預金	46,419			46,419
当期支出合計 (C)	467,329,729	24,000,000	148,305,310	295,024,419
当期収支差額 (A)-(C)	77,464,155	59,699,352	17,732,281	32,522
次期繰越収支差額 (B)-(C)	688,235,471	180,555,533	507,204,829	475,109

正味財産増減計算書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
増加の部				
1 資産増加額				
当期収支差額	77,464,155	59,699,352	17,732,281	32,522
退職引当特定預金増加額	645,946	0	0	645,946
基本財産受入額	46,419	0	0	46,419
増加額合計	78,156,520	59,699,352	17,732,281	724,887
減少の部				
1 資産減少額				
什器備品減価償却額	1,628,977	0	0	1,628,977
減少額合計	1,628,977	0	0	1,628,977
当期正味財産増加額	76,527,543	59,699,352	17,732,281	-904,090
前期繰越正味財産額	657,077,558	120,856,181	489,472,548	46,748,829
期末正味財産合計額	733,605,101	180,555,533	507,204,829	45,844,739

貸 借 対 照 表

平成13年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	692,588,279	180,555,533	507,204,829	4,827,917
流動資産合計	692,588,279	180,555,533	507,204,829	4,827,917
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	38,623,741	0	0	38,623,741
基本財産合計	38,623,741	0	0	38,623,741
その他の固定資産				
什器備品	2,957,826	0	0	2,957,826
電話加入権	542,150	0	0	542,150
退職給与引当特定預金	3,245,913	0	0	3,245,913
その他の固定資産合計	6,745,889	0	0	6,745,889
固定資産合計	45,369,630	0	0	45,369,630
資 産 合 計	737,957,909	180,555,533	507,204,829	50,197,547
負債の部				
1 流動負債				
未払金	4,182,050	0	0	4,182,050
預り金	170,758	0	0	170,758
流動負債合計	4,352,808	0	0	4,352,808
負 債 合 計	4,352,808	0	0	4,352,808
正味財産の部				
正味財産	733,605,101	180,555,533	507,204,829	45,844,739
(うち基本金)	38,623,741	0	0	38,623,741
(うち正味財産増加額)	76,527,543	59,699,352	17,732,281	-904,030
負債及び正味財産合計	737,957,909	180,555,533	507,204,829	50,197,547

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,577,322	46,419	0	38,623,741
合計(基本金)	38,577,322	46,419	0	38,623,741

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期末残高	備考
預金現金	612,839,608	692,588,279	
合 計	612,839,608	692,588,279	
未 払 金	1,877,667	4,182,050	
預 り 金	190,625	170,758	
合 計	2,068,292	4,352,808	
次期繰越収支差額	610,771,316	688,235,471	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	10,208,526	7,250,700	2,957,826
電話加入権	542,150		542,150
合 計	10,750,676	7,250,700	3,499,976

財 産 目 録

平成13年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金	現金手許有高 12,843			12,843
普通預金 (寄附金口座) 三和銀行	103,444,844	103,444,844		
普通預金 (寄附金口座) 三和銀行	4,887,837	4,887,837		
郵便貯金 (寄附金口座) 郵政省	22,206,981	22,206,981		
郵便定期貯金 (寄附金口座) 郵政省	50,014,825	50,014,825		
普通預金 (拠出金口座) 横浜銀行	504,826,713		504,826,713	
普通預金 (拠出金口座) 三和銀行	2,378,116		2,378,116	
普通預金 (補助金口座) 三和銀行	4,815,074			4,815,074
普通預金 (寄附金口座) 三和銀行	1,046	1,046		
現預金合計	692,588,279	180,555,533	507,204,829	4,827,917
流動資産合計	692,588,279	180,555,533	507,204,829	4,827,917
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金 三和銀行	38,623,741			38,623,741
基本財産合計	38,623,741	0	0	38,623,741
(2) その他の固定資産				
什器備品 パソコン他	2,957,826			2,957,826
電話加入権 3583-9346他	542,150			542,150
退職給与引当特定預金 三和銀行	3,245,913			3,245,913
その他の固定資産合計	6,745,889	0	0	6,745,889
固定資産合計	45,369,630	0	0	45,369,630
資産合計	737,957,909	180,555,533	507,204,829	50,197,547
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分通信運搬費他	4,182,050			4,182,050
預り金				
雇用保険料	170,758			170,758
流動負債合計	4,352,808	0	0	4,352,808
負債合計	4,352,808	0	0	4,352,808
正味財産	733,605,101	180,555,533	507,204,829	45,844,739

監 査 報 告 書

平成 13 年 5 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理 事 長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 

平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の
監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の
正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事
の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載
金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の事実は認められない。

募金キャンペーン2000〔部内資料〕

13.5.22 (18:00)

理事会

現在の募金状況

募金キャンペーン2000実績 (12.9.1~13.5.18)	〔概算募金額〕
政府等及び各省庁関係職域等	3,984万円
都道府県等地方公共団体職域	1,528万円
一般国民等 (一般企業、基金役員等含む)	2,849万円
計	8,361万円

(参考)

寄付金総額収支状況

	収入総累計	支出総累計	差引残高
12年8月末	4億4,826万円	3億4,000万円(170人)	1億0,826万円
13.5.18現在	5億3,187万円	3億6,000万円(180人)	1億7,187万円

寄附金収支調べ(平成12年度)

(単位:円)

区分	寄附金収入			利息収入			収入合計 (A+B)=(C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	銀行口座	郵便振替	合計 (A)	銀行口座	郵政定期	合計 (B)			
前年度末累計	443,225,110	1,296,728	444,521,838			2,351,527	446,873,365	326,017,184	120,856,181
4/2口座間組替	1,296,728	△ 1,296,728	0				(郵便貯金残高を銀行預金に組替え)		
再 計	444,521,838	0	444,521,838			2,351,527	446,873,365	326,017,184	120,856,181
平成12 4	13,000	213,422	226,422				226,422	4,000,000	117,082,603
5		66,078	66,078				66,078	6,000,000	111,148,681
6		899,794	899,794				899,794	2,000,000	110,048,475
7	12,852	126,240	139,092				139,092	2,000,000	108,187,567
8		44,720	44,720	28,704		28,704	73,424		108,260,991
9		193,800	193,800				193,800	2,000,000	106,454,791
10	323,000	8,800,014	9,123,014				9,123,014	2,000,000	113,577,805
11	2,342,700	9,305,031	11,647,731				11,647,731		125,225,536
12	908,865	29,332,433	30,241,298				30,241,298	2,000,000	153,466,834
平成13 1	1,338,080	5,733,358	7,071,438				7,071,438	0	160,538,272
2	461,775	3,697,913	4,159,688	52,479		52,479	4,212,167	2,000,000	162,750,439
3	5,996,091	13,794,178	19,790,269		14,825	14,825	19,805,094	2,000,000	180,555,533
当期計	11,396,363	72,206,981	83,603,344	81,183	14,825	96,008	83,699,352	24,000,000	59,699,352
当期末累計	455,918,201	72,206,981	528,125,182			2,447,535	530,572,717	350,017,184	180,555,533

三和銀行 (A) 103,444,844

三和銀行 (B) 4,887,837

三和銀行 (C) 1,046

郵便振替 22,206,981

郵便定期 50,014,825

合 計 180,555,533

償い事業終了について

オランダ	P1
フィリピン	P2
台湾	P3
韓国	P4

第53回通常理事会

2001年5月22日 グランドアーク半蔵門

オランダにおける償い事業終了について

2001年5月22日 アジア女性基金事務局

I 現状

- 1 覚書の期限は2001年7月14日となっておりその期日までに事業実施委員会(PICN)は解散する。
- 2 これまでに78名の被害者の方が事業を受け取られた。
- 3 覚書期限以後の被害者に対する事業の継続について要望は出されていない。
- 4 2月に行われたPICNとの会合の席上、事業報告書が手渡された。その報告書より抜粋されたものも公開用として届いている。
- 5 最終的な会計報告書については7月初旬を目処に届く予定となっている。
- 6 現在事務局において、PICNより届いた公開用報告書も取り入れながら「オランダにおける償いの事業」報告書案を作成中である。

II 終了時の課題・検討事項

- 1 日本国総理大臣又は外務大臣からオランダ首相（政府）宛ての事業終了に関する書簡等の発出の要請について。
*オランダにおける事業についての覚書締結時には橋本龍太郎総理大臣（当時）よりオランダコック首相宛てに「お詫びと反省の気持ち」が込められた親書が届けられた。この親書の写しを事業対象者に届いたことが大変大きな意味を持ったと報告を受けている。
- 2 日本国内における事業終了の報告方法、記者懇談会・報告会等について。
- 3 基金側からの訪蘭、PICN代表者の訪日について

III その他

- 1 PICN解散後もこれまでどおり何らかの形で交流を行っていく。

- 1) 告知広告 5月(終了3ヶ月前を予定) 事業開始を広告した少なくとも4紙に英語、タガログ語の2種の広告を出す。ラジオによる告知も提案されている。
- 2) 申請締め切り 2001年8月12日
- 3) 認定作業 終了予定は2002年2月末。
- 4) 医療福祉支援事業 社会福祉開発省のソーシャルワーカー等の予算措置は2001年12月末。
- 5) 比政府の対応 医療福祉支援事業対象者に対して、最低限の医療を保障する無料医療パス発行を継続している。
- 6) 終了及び終了後の対応

フィリピン政府、被害者、支援団体、在比日本大使館等との協議および聞き取りの結果、現在以下のような合意と作業が行われている。

- ①償いの事業は2001年8月12日で申請受付を終え、認定の終わる2002年度末で終了する点については合意済み。
- ②しかし、被害者生存中は何らかの形でケアを続けてほしいとの要望が強く、社会福祉開発省は、特に困窮している被害者への医療ケアに限定した支援を提案している。
- ③現在、日本政府側で考慮中の終了後の事業は:
 - a) ソーシャルワーカーによる巡回サービス
 - b) 「立ち寄りセンター」あるいは「集会所」の設置。フィリピンが戦場であったため、認定された被害者と非認定者の被害について微妙な点もあることから、同センターあるいは集会所は、マニラ市及び被害の多かった地域に設置し、レイプ被害者を含め、広く高齢女性に提供する。
 - センターあるいは集会所は、支援団体や地域の保健婦、ソーシャルワーカー等の協力を得て、おしゃべりや食事、相談、カウンセリング、機能回復、簡単な医療相談、ダンスや運動が行える場所とする。
 - 運営主体は、フィリピンの三つの主な「慰安婦」支援団体をはじめ、政府の「慰安婦問題タスクフォース」に参加している「フィリピン女性の役割委員会」(女性団体連合)も受け皿の有力な候補と考えられる。
 - 資金としては、日本政府の草の根無償援助等を使う可能性を検討中。

7) 5月29日の評価会で検討する事項

- a) 終了後の DSWD の体制をどうするか。2001年末で終了／一部あるいは全部を残す。
- b) 終了のお知らせをフィリピン・日本でいつ行うか。行う／行わない。同時／別々。
2001年8月13日／2002年3月／その他
- c) 基金事業に対するフィリピン政府の報告書および評価について。

8) 終了後に予想される問題

- a) 認定不服申し立てに対する対応。
- b) 情報公開に対する準備。
- c) その他

台湾における償い事業終了について

2001年5月22日 アジア女性基金事務局

台湾における償い金支給事業終了に向けて、今年2月の基金と頼浩敏弁護士との協議において氏の意見として確認されたことは、

- (1) 2002年5月1日をもって、台湾における償い金の申請受付を終了する（締切日までに完了しなかった作業については、遅くとも2003年3月31日まで、これが完了するまで継続する）。
- (2) 上記をもって償い金支給事業はすべて完了とし、その後、償い事業を受け取った被害者に、さらになんらかのプログラムを続けることはしない。もし続けられれば、その他の被害者に対して不公平な事態となる。
- (3) 今日的な女性尊厳事業の範疇で、なんらかのプログラムを新たに検討することは可能である。
- (4) 事業の最終告知は、台湾総選挙あとの、2002年1月中旬頃とする。
- (5) 被害者らとの交流は、事業終了後も何らかの形で継続する。

その後、小林よしのりの「台湾論」騒ぎの影響で、年一回の広告の第5回は中止となった。また、最近、交流協会の鶴岡主任が頼弁護士と話し合った際、頼弁護士は「当分は慰安婦問題については取扱を慎重に」「ラジオによる最終告知はおそらく無理」との意見を述べたとのことである。

事務局としては、上記の確認事項に加え、

- (6) 事業終了前に、婦援会との対話再開の可能性を探る

という一項を加えたいと考えている。

小林よしのりとその漫画への抗議を行った婦援会幹部は、記者会見において、基金が渡した資料や基金が現地で掲載した新聞広告を示して、「日本政府は慰安婦問題について道義的責任を負っているところに明言している」と説明した。だからといって婦援会と基金の間の距離が縮まったと言うのは早計であるが、被害者の尊厳を守るという共通の目的が再認識されたような出来事のと、婦援会と基金との対話を実現させる、これが最後の機会ではないかという気がしている。

これまでの婦援会との関係からいってあまり多大な期待はできないが、被害者の人権を守るという点に面談の目的を絞って、頼弁護士をはじめ、基金主催のラウンドテーブルに参加した

氏など、考え得るチャネルを通して、少なくとも申し入れだけは試みたい。

韓国事業の終結に向けてのメモ

2001年5月18日 和田 春樹

1. 現状では事業を停止していると発表しているので、事業終結の広告を出すことが困難である。
2. 韓国での事業終結のためには、基金事業をうけとめた韓国のハルモニに対する社会的認知をうることが不可欠である。このまま放置したのでは、終結時に事業実施人数も発表しにくい。
3. したがって、事業終結のためには、事態を打開する努力が必要となる。
4. 国際女性戦犯法廷が12月に終了した。さしあたりそこからは何の変化も起こっていない。教科書問題は6月には一応の終結を見るであろう。その段階で、韓国側、挺対協周辺と接触を開始し、話し合いの可能性を探る。
5. 野党三党が提案した旧慰安婦に対する謝罪と名誉回復措置にかんする法案がある。挺対協も含めて支持をとりつけている案だが、この案の実現可能性、不可能性について最終的な見通しが7月の参議院選挙でつくだろう。実現する可能性があるなら、三党は自民党と話し合い、基金との関係を現実的に考えることになるだろう。不可能な場合には基金しかないということになる。
6. 当面フィリピンでの支給のために募金が不足するのかどうかを10月ごろには見極めをする必要があるが、不足分をカバーするためにどういう道があるか考えることも基金の最後の処理に影響するだろう。
7. 慰安婦問題に関する第三回国際ワークショップを9月に開催し、オランダ、フィリピン、台湾、中国、韓国、アメリカ、日本の関係専門家に加わってもらう。今回は基金批判派の参加の可能性をさぐり、シンポジウムを話し合いのための土台づくりに活用する。
8. 秋10-11月に挺対協との協議をおこない、合意をめざす。
9. 村山理事長と金大中大統領の会談を12月におこない、韓国政府の承認をうる。
10. 2002年1月に広告を出す。2月末日締め切りとする。
11. 事業終了後の問題については、別途検討する。

戦後・植民地支配責任を
ボストン時代は発言する

戦争・植民地支配責任を

いかに果たすか

阿部浩己
金富子

（神戸大学法学部教授）

丸川哲史
矢野久

（立教大学文学部教授）

なぜいま戦争責任を問うのか

キー・ポイント

- ①日本にとつての「戦後」は、アジアにとつての「戦後」ではない。未済の戦争責任とは未来に対する責任でもある。
- ②日本の戦争責任を問う九〇年代以降の動きに、日本は応えていない。戦後補償政策の大胆な転換が必要だ。
- ③日本がアジアで信頼を回復し、政治的・経済的に共存するためにも謝罪と補償は不可欠である。
- ④日本政府は国際法の一方的な解釈を

通じて問題を先送りしてきた。法行動の再構築が必要である。

（1）植民地主義の構造的暴力と未済の脱植民地化——歴史の脱構築のために
一九九〇年代以降の東アジアのある側面を言いつけると、それは、「証言の時代」と言える。具体例としてのそれは、九一年八月に金孝順さんが韓国で初めて元「慰安婦」として名乗りを上げ、記者会見を行なったことに端を発することになる。しかし、その行為は、単に彼女一人の個人的勇気にだけ集約されるものではなからう。その背景にあるのは、韓国の民主化、及び東アジアの脱冷戦化の潮

流であり、彼女の「証言」とは、何よりも戦後日本の保守政治の潮流と、韓国の軍事政権が締結した日韓基本条約（一九六五年）によって「解決」済みのものとされた植民地支配と補償の問題を、再提起する「声」であったと言える。

また、これと同様のプロセスが、実は台湾でも進んでいたことが知られている。台湾では、一九八七年に戒厳令が解除され、言論の自由が保障されるとともに、同年、「婦女救援基金会」が設立された。同会は、一九九二年から日本での資料発掘をきっかけとして元「慰安婦」からの名乗り出を受け付けるホットライ

ける構造的暴力を不問にするよう意を合わせていたかのようである。そこでこの冒頭に示した「証言の時代」とは、そういった東アジアにおける冷戦構造の枠組みによって凍結されていた、脱植民地化という未済の事業を再開する合図として出てきたと考えるだろう。

日本の戦後とは、多くの日本人にとって主観的には苦勞の多かった、しかしその苦勞が徐々に報われて行った「経済復興」として想起されがちである。しかし、その「順調な経済復興」の大きな要因として、いわゆる朝鮮特需やベトナム特需があったことなど、それが「血塗られた経済復興」であったことは忘れられがちである。日本人にとつての「戦後」は、日本と接する他のアジア諸地域にとつては、「戦後」ではなかった。私たちが普段使っている戦前／戦後といった時代区分そのものが、まさにイデオロギイ的な忘却装置になっているのである。

なかでも韓国、台湾について言つと、日本とともに冷戦の受益者であった側面も見逃せないものの、冷戦の最前線であ

ったがために、常に戦争の影や独裁政権の重圧に苦しまなければならなかった。そして、まさに日本の進出企業は、そうした開発独裁下の台湾や韓国に進出し、現地の労働力を利用して旺盛な経済活動を行なっていた。

戦後の日本が平和であったとしても、それは他のアジアの諸地域からするならば、最も例外的に冷戦構造下での利益を得ていたという意味での「平和」であった。悲惨なあの戦争の記憶から逃れたい希求が強かったのは事実であれ、戦後の日本は、冷戦構造の現実を自らが構成した植民地支配や侵略戦争のその後の問題を容易に忘れてしまった。

まさにボストン植民地状況としての「冷戦」の到来として、朝鮮半島が南北に分割された要因の一つは、ポツダム宣言後の朝鮮総督府が、連合軍準備委員会への引継ぎを反故にし、統治権を米軍に譲り渡してしまつた経緯にもある（象徴的に、現在の北緯三八度線の由来が、日本軍第一七方面軍と関東軍との境界から来るものであることなども、日本人は忘れてし

ンを開戦し、さらに三名の元「慰安婦」による記者会見が行なわれ、その場で日本政府への謝罪と賠償が要求された（一九九二年八月）。これもまた結果的に、一九五二年に調印され一九七二年に失効した日華平和条約という、中華民国と日本政府との間での戦後賠償が放棄された枠組みが情性化していたことへの異議申し立てであったように見える。

日韓基本条約にしても日華平和条約にしても、いずれも冷戦下の西側内部の団結、利害調整を優先させて、日本帝国による侵略と植民地支配の責任問題を抑制してしまつたものであり、そこに日本政府がつけ込んだものと言うべきであろう。元「慰安婦」の当時の状況からも明らかのように、特に一九三七年以降、日中戦争の勃発により戦時動員が日常に浸透し、後の解釈としての単純な強制／志願という区別を無効にするように、植民地支配下の女性を「慰安婦」の側へと動員して行つたと言つてよい。冷戦下の日本の保守政治と韓国、台湾などの旧植民地の独裁政権は、そういった植民地にお

まったようである。まさに北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との国交が断絶していること自体が、日本の植民地統治によって発生した未済の問題なのであり、国交交渉は、冷戦構造の出現以前の植民地問題として構想されなければならぬはずだ。

さらに台湾に目を向けると、台湾における今日の内部矛盾（省籍矛盾）というものも、その多くは、過去の日本帝国との関係によって媒介されたものである。台湾における「省籍矛盾」とは、主に本省人（一九四五年以前からの住民）と外省人（一九四五以降の大陸系住民）との間の感情的な疎隔のことを指すのだが、それは日本の植民地（被）支配の経験を持つ人々と大陸において抗日戦争の経験を持つ人々との間の不調和の表現であり、つまりそこには、抜き難く「日本」が介在しているわけである。

このようなポストコロニアル状況について、多くの日本人は極力意識しないであらう、その意識的・無意識的な忘却によってこそ、一九五〇年代から六〇年代

にかけて、日系企業は、もう一度進出企業として東アジア（東南アジア）の安い労働力を探し求めて行くことができたのではない。

さて、もし東アジアで次の戦争が起これば、ヨーロッパにおいて第二次世界大戦後の未済の問題が第二次大戦勃発の火種になったように、日本による植民地支配、及びアジア太平洋戦争によって生じた未済の問題がその遠因となる可能性は排除できない（東南アジアの場合には、またさらに先立つ旧宗主国との関係上、より複雑な課題を背負っていると言える）。

「証言の時代」という言い方が、そのような未済の問題への喚起の合図ならば、「慰安婦」たちの「声」とは、単に被害の告発に留まるものではなく、植民地支配がもたらした構造的暴力としての戦争動員への告発として、また未来の戦争を防止する「声」として挙げられたものかもしれない。戦争責任、植民地支配に対する責任とは、「戦後」責任であると同時に、また未来の戦争に対する責任で

もあると言える。

(2) 声をあげる被害者たち

一九九〇年代までに、アジアの戦争被害者自身から植民地支配責任、戦争責任、戦後責任を問う動きがなかったわけではない。すでに一九五〇年代に日本社会の足もとで、日本政府による元軍人軍属への国家補償から「日本人」ではないとして排除された在日韓国人・朝鮮人傷病軍人軍属、B級戦犯によって、戦後補償を求める動きが始まっていたのである。

その後も、中国人・朝鮮人の強制連行・強制労働の発掘・調査、在韓被爆者問題、サハリン残留韓国人・朝鮮人の帰還運動、台湾人元日本軍兵士の補償請求裁判、香港・台湾軍票問題、ベラウ（パラオ）等の戦時賠償要求、インドネシアの元兵補やマレー半島のロームシヤ（労働者）への賃金未払問題や華僑正統性者への補償問題など、謝罪、戦争被害救済や戦後補償を求める声が次々と挙がった。

しかし、こうしたアジアの被害者からの声は、冷戦構造のなかで日本政府とそ

の支援を受けた強権的なアジア諸政府との間で、歴史的反省と賠償性格が十分なまま締結されたサンフランシスコ平和条約や二国間条約に阻まれ、部分的に「人道的」措置がなされただけであった。日本は、もっとも安上がりな「戦後処理」をしたという意味でも、冷戦構造の受益者であった。だが、日本社会が、国家元首・大元帥であった昭和天皇と自らの植民地支配責任・戦争責任を明らかにするよりも経済成長を優先させ、それゆえ帝国意識の克服という痛みを伴う自己変革を経なかったことは、狭隘なナシヨナリズムがはびこる土壌となった。

一九九〇年代の声がそれまでと異なるのは、昭和天皇の死、冷戦構造の崩壊、アジア諸国の民主化、女性への暴力撤廃を求める世界的なフェミニズム運動などを背景に、「慰安婦」問題が「遅れてきた戦後補償」問題として急浮上し、九〇年代を通じて重要な論点となったことだった。

とりわけ意義深いのは、被害者自身の声により「慰安婦」制度の本質が「性奴

隷制」であることが明らかにになったことである。韓国、フィリピン、在日韓国人、中国、オランダ、台湾の被害者たちは次々と日本政府に謝罪と補償を求めて提訴した。韓国の傷病軍人・女子勤労挺身隊・強制連行労働者、オランダ・イギリス人等（旧連合国）捕虜・民間抑留者、中国の強制連行・南京虐殺・七三一部隊・遺棄毒ガス砲弾の被害者等による補償請求訴訟などもこれに続いた。また、前述の在日の元軍人軍属、B級戦犯も再び世論や裁判に訴えた。日本の市民による真相究明や裁判支援・立法を通じての謝罪・補償を求める運動は、こうした声への応答であった。

一方、国際的な女性運動は、戦時性暴力の加害責任者への処罰に踏み込んだ。一九九五年の北京世界女性会議・行動綱領に含まれた「武力紛争下の女性への暴力」に関する項目の中で、組織的強かんと性奴隷制を女性への戦争犯罪であるととして、真相究明、被害者への補償、責任者処罰を求めた。マクドゥーガル国連報告書（一九九八年）は、日本政府公表資

料と当時の国際法から「慰安婦」制度は「人道に対する罪」にあたると断じ、被害者への国家賠償と責任者処罰を求めた。「責任者を処罰してほしい」という被害者自身の声に応答して、二〇〇〇年一月に東京で開かれた民衆法廷「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」は、グローバルな市民社会の声として「天皇有罪、日本国家に責任」という判決判断を下した。

これに対し、日本政府はアジアからの声に応答したといえるだろうか。たとえば、「慰安婦」問題に対し、日本政府は二回の調査結果（九二年七月・九三年八月）を発表し謝罪表明も行った（九三年八月河野洋平官房長官、九五年八月村山富市首相）が、補償については「サ条約・二国間条約で解決済み」という冷戦時代の政策を改めようとし、九五年七月「女性のためのアジア平和国民基金」を発足させ、国家補償ではなく民間基金による決着をはかった。しかし、被害者がこれを拒否したり、受けとつても公表できないなど問題解決にはほど遠い。また、軍

関係資料等も全面的に公開されないため、真相究明も不十分である。

日本政府・社会が気づくべきは、国民基金や資料未公開などの対応を、被害当事者はもちろん被害国政府・民衆、国際社会が「真の謝罪」「責任ある措置」と受け取っていないことである。一方、前述の補償請求訴訟の判決は、政府見解をなぞるだけで被害救済につながる積極的な判断を回避する判決がほとんどであり、原告敗訴が続いている。

冷戦思考そのままの日本の行政・司法の責任回避的な対応では、問題はこじれるばかりである。これまでの日本人中心のな——その意味で帝国意識が残存する戦後補償政策を脱し、大胆な転換をはかるべきである。

(3) 近隣諸国の信頼を得るために

——ドイツの事例から

これまでみてきたように、アジア諸国の人々は日本に対する不信感を少なからずもっている。その一つは、日本が真の謝罪と補償をしていないことからくるも

のである。ヨーロッパで第二次世界大戦を起し、戦後、経済復興において中心的役割をはたした(西)ドイツも実は同じような問題を抱え、ドイツなりにこうした問題に答えてきた。その正と負の両面から学ぶことは多々ある。

外部の力によって敗戦・壊滅したドイツは、冷戦下で、自国の再軍備をおこなう、かつ西側陣営に仲間入りするという方向をとりつつ、「経済の奇跡」といわれた経済復興に邁進した。冷戦下、西欧世界を中心にした近隣諸国、そして世界の中で生きていくために、ドイツは、ナチスという「過去」を「克服」することを目指した。一方、ナチス・ドイツが侵略・占領した東欧諸国は、戦後、社会主義体制下におかれたことから、こうした世界への侵略の責任は認められず、また戦後補償の対象にもならなかった。東欧諸国の人々を切り離すという形での「過去の克服」がなされた。その意味では、ドイツ人が自発的にすすんでおこなったものとは言いがたく、冷戦という政治状況に規定された「過去の克服」の道を歩

んだわけだが、それでもドイツは、「過去の克服」を二つの領域でおこなってきた。ナチス犯罪追及と戦後補償の両面においてである。

もともとは、連合国がナチ戦争犯罪追及という形で、戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判、つづいて各占領当局が独自におこなった継続裁判(もっとも重要なものがニュルンベルク継続裁判)で、「平和に対する罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」を訴因として関係者を裁判にかけた。しかし、冷戦体制下の変化を経て、西ドイツはこの面での「過去の克服」を遂行していったものの、それは「戦争犯罪」の追及ではなく、「ナチス犯罪」の追及に特化しておこなわれた。これについては時効が適用されないものとされ、追及の手は止んではない。世が注目するゆえんもここにある。

もう一つは、「ナチス不正」の被害者に対する「補償」である。主権獲得にからんで、西ドイツは外からの圧力に対応しつつ、自らの意見を主張した。その結果、戦後補償法による補償は、人種・世

き出した。

(4) 戦後補償をめぐるこれまでの動き

「遅れてきた戦後補償」問題の所在を日本社会に鮮明に知らしめたのは、一九九一年一月に東京地裁に提訴された「アジア太平洋戦争韓国人性被害者補償請求事件」であった。この訴訟には、元軍人・軍属とならんで、前述の金学順さんら被害者がはじめて原告に名を連ねた。この提訴をきっかけに、日本の戦争責任を問う声が、それこそ堰を切ったかのように司法の場に反響していくことになる。

日本軍性奴隷制問題は、旧ユーゴスラビアやルワンダにおいてばっ発した組織的な性暴力の問題とも連動し、国際社会の関心を広く集めるようになっていった。この問題は一九九二年に国連人権委員会にNGOによって持ち出されて以後、同委員会の下部機関である人権小委員会、女性差別撤廃委員会、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門委員会、さらに、世界人権会議、北京女性会議

界観など特殊な理由による被害に限定され、いわゆる「属地主義」が原則とされて、ドイツ人ないしドイツ在住のユダヤ人の被害者に制限された。そのため、この補償から取り残された被害者が多く存在することになり、被害者自身が補償要求の運動を展開した。

また、加害企業も被害者の要求に対し、それなりに対応し、補償をしてきた。しかしこれは、法的責任の明確化も謝罪もおこなわないもので、問題を残すものであった。

一九八〇年代になると、こうした補償状況に対し国内外からの批判が起った。これに対し西ドイツは、補償法の対象とされず、苛酷な生活を強いられいる被害者の一部を「苛酷緩和規則」で補償するという形で対応した。しかしそれでも補償の対象にならなかった多くのナチ不正の被害者が存在した。こうした「残された者」の一部は裁判という道をとったのである。

ソ連が解体し、冷戦体制が終焉することによって、この間成立した統一ドイツ

は、新たな状況に直面することになった。取り残された被害者、とくに東欧諸国の被害者が補償を求めて動き出したからである。東欧諸国のナチス犯罪被害者のみならず、強制連行・強制労働の被害者は一連の補償措置から排除されていた。一九九六年にはドイツ連邦裁判所が「強制労働」の個人請求権を認める判決を下し、アメリカでも集団代表訴訟(クラスアクション)が起されるようになった。

ドイツの政党レベルでも「強制労働補償基金」設立の動きがみられるようになった。こうした動きに対応して、ドイツの革新勢力は連邦政府と加害企業に対し「謝罪」と「責任」を含む「強制労働補償基金」設立運動を自ら進めていく。一九九八年秋には長期保守政権が崩壊し、革新政権は「強制労働補償基金」設立を政策目標の一つに置いた。このようにドイツ企業は、国内外の圧力にさらされるなかで、九九年二月にはドイツ経済界の「基金イニシアティブ」を設立し、残された被害者への補償をおこなう方向へ動

と、それこそあらゆる機会をとらえて可視化されていった。そうしたなかから、日本の国家責任と責任者の処罰を問う言説が国際的に形成されていくのだが、その背景には、女性に対する暴力を放置する国際法秩序の男性中心性を激しく告発し、その再ジェンダー化を求めるフェミニズム運動からの効果的なたたきかけがあった。

日本軍性奴隷制が国際法に違反するという法的評価の端緒を開いたのは、人権NGOの代表的存在である国際法律家委員会が一九九四年に刊行した調査報告書であった。女性に対する暴力に関する国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミも、九六年に、日本政府に対し国際法違反に伴う法的責任の解除と責任者の処罰を勧告して、これに続いた。その一方で、ILO条約勧告適用専門家委員会も、「慰安」行為が強制労働に当たるとを認め、日本政府に違法状態の治癒を求める見解を公にするようになっていった。こうした議論の蓄積のうえに提示されたのがマクドゥーガル報告書であった。

た。

内外からの問いかけにもかかわらず、日本政府は、性奴隷制を含む戦時中の行為についてはいっさい法的責任を負わないという姿勢を崩していない。その根拠として国際的には次のような見解が表明されてきた。第一、現在の水準で過去の行為を裁くことはできない。第二、日本の行為は当時有効であったはずの国際義務にも違反していない。第三、個人賠償を含む請求権問題はサンフランシスコ平和条約や関係二国間協定等により既に解決済みである。

奇妙なことに、日本政府は、国内の裁判所では、個人賠償を成立させる実体規定が国内法にも国際法にも見出せないの訴えは認められないと抗弁するのみで、平和条約等による個人請求権の消滅を主張してこなかった。日本政府はかつて、被爆者やシベリア被抑留者たちに対し、国際条約において放棄した請求権とは国家の外交保護権のことであり、被害者が個人としても請求権は消滅していないという見解を示していた。請求権放

棄の射程を国民（個人）にまで拡張した場合に生ずる賠償・補償義務を回避するための法操作であったが、そうした見解を一度ならず示した以上、「遅れてきた戦後補償」裁判において、「個人の請求権問題は解決済み」という解釈を持ち出すわけにはいかなかったであろう。ただしそれは、あくまで国内においてのことであり、国際的には「個人についても解決済み」であるかのごとき主張を公然と行い、内と外とで議論を使い分けていたのが実情であった。

九〇年代に入って提起された戦後補償裁判のうち、これまでに判決が出たほぼすべてが敗訴に終わっている。日本政府の法解釈が司法によってそのまま採用されているためだが、そのなかにあって一九九八年四月に山口地裁下関支部で下された判決だけは、部分的とはいえ、原告の被害を救済しようという司法的営みを映し出すものとなった。そのわずかな果実さえ今年の三月に広島高裁によってもぎ取られてしまったが、注視すべきことに、同高裁での審理において日本政府

は、日韓請求権協定によって放棄された請求権には個人の請求権も含まれるという解釈を打ち出すに及んだ。これは、法廷や国会において再三提示していた自説を一八〇度翻すに等しく、明らかに、信義に背く主張であった。

もっとも、請求権放棄に関する主張の変更は他の訴訟でも同じようにみられるようになっていく。カリフォルニア州ヘイデン法にもとづく対日企業訴訟でも、かつて「放棄される請求権とは外交保護権のこと」と国会で説明していた柳井俊二駐米大使が、一転して、「放棄される請求権は個人の請求権も含む」という見解を表明するに及んでいる（一九九九年）。連綿と続く訴えを前に、国家（政府）を防護する論理がむき出しになって表出している。

法解釈は客観性を装って展開されるものの、その背後には常に明確な政治的価値が控えている。被害者の声を法の射程外に放擲する旧来の価値的枠組みとそれを正当化する政府（そして司法）の法解釈は、私たちの社会にいったい何をもた

らすのであろう。問題を先送りし、事態を膠着させるだけならば、そうした法的遺産をこれ以上継承することにどれほどの意味があるのか。国際法の暴力性を克服しようとする国際社会の新たな潮流を見据え、戦後補償に臨むこの国の法行動を根本から構築し直すときがやってきているのではないか。

二 真相究明と記録の保存・公開・共有を

●キー・ポイント

①真相究明のため、政府諸機関に存在する植民地・戦争関係の資料の保存と全面的な公開が義務である。また、戦後の戦犯裁判資料や賠償・戦後処理に関する外交文書の保存・公開も必要だ。

②被害・加害の「記録」を「記憶」にするために、証言の音声・映像記録化、戦争遺跡の調査・保存、平和資料館などを通じて共有・活用できるようにすべきである。また、アジア太平洋諸国の「記憶」再生に関係資料の提供、支援、協力を積極的に行う必要がある。

（一）資料・文書の保存と公開を
事実関係の究明が、植民地支配責任・戦争責任問題の解決の出発点であるのは論をまたない。そのためには、過去の記録や資料が保存され、すべて公開されることが原則である。ところが、日本の現状は、そうならない。

まず、指摘すべきは、敗戦直後に日本政府が閣議決定に基づいて公文書資料を組織的に焼却し、なおかつ旧幕僚らが隠匿したことである。連合軍によって天皇をはじめとする戦争責任、戦争犯罪追及を逃れるためであった。とくに軍関係の資料は徹底的に焼却され、全国各地の市町村レベルの兵事文書も焼却された。その他にも内務省・外務省・大蔵省で焼却が行われた事実が確認されている。他方、陸軍旧幕僚グループは大本営政府連絡会議や御前会議などの最高国策に関する資料を密かに保管し、旧陸海軍将校なども大元帥としての天皇が発する最高統帥命令である「大陸命」や「大海令」を秘匿しつつつた（吉田裕「公文書の焼却と隠匿」『戦争責任研究』第一四号、一

九六六年冬季号。

これらの隠匿された重要文書類の多くが、その後防衛研究所（現防衛研究所）戦史室に移管された。問題なのは、その中のかんりの文書が公開されていないとみられることである。それだけではなく、アメリカ軍が戦争中に捕獲した大量の日本軍関係資料が戦後日本に返還され、国立公文書館と防衛研究所戦史室に収蔵された。その中には七三一部隊関係資料が含まれていたことがアメリカの関係者の証言によってわかっているが、防衛庁は七三一部隊や細菌戦に関わる資料の存在を否定している。これも資料の隠匿である。さらに防衛研究所戦史室の資料についてはこの間、プライバシーの保護等を名目にしてこれまで公開されてきた資料が非公開になるケースが増えており、情報公開の潮流に逆行する動きがみられる（今年四月施行の「情報公開法」では、歴史的文書は対象外）。

このように重要な資料が未公開・隠匿されたまま行われた日本政府の調査が、被害諸国や国際社会の信頼を得られない

のは当然である。たとえば、日本政府は、「慰安婦」問題に関して軍関係などの公文書資料を調査して二度（九二年七月、九三年八月）にわたる調査結果を発表した。しかし、調査結果とそのプロセスは重要な問題点があった。まず、数千冊の軍人の業務日誌・従軍日誌類を含む防衛庁資料はもろろんのこと、警察資料、朝鮮総督府・台湾総督府に関する旧拓務省・内務省資料、厚生省、労働省、大蔵省などにある資料などきわめて重要な資料が未公開であること。次に、官僚機構による密室の調査であったことなどである。日本政府がそれ以後、調査をうち切っているのも問題である。

資料公開に関して参考となる法案が、この春アメリカで発効した。二〇〇〇年一月、クリントン米大統領の署名により「日本帝国政府記録情報公開法」が三年間の時限つきで正式に成立、三ヵ月後に発効したのである（三月二七日）。同法に先立ち一九九八年一月成立した「ナチス戦争犯罪情報公開法」に基づいて設置された作業部会では「ナチスとその同

盟国の戦争犯罪」について未公開資料を徹底して調査し、その過程で捕獲者、捕虜の尋問調書、東京裁判関係資料、資産略奪などの日本関係の記録が多数出てきている。同法の骨子は、大統領直属の作業部会をつくってアメリカ政府機関が保有する、「人体実験ならびに迫害を命令し、教唆し、援助し、その他荷担したと信じられるべき根拠を有する」旧日本軍関係及び戦後期の資料を洗い出し、公開して公衆の利用に供するところにある（荒井信一「アメリカ議会の対日真相究明法案について」）。日本の戦争関連記録の情報公開については、季刊戦争責任研究二八号、三〇号、二〇〇〇年）。同法は、一九三一年九月一八日から一九四八年二月三十一日までが対象時期なので、戦時期のみならず戦後期の資料公開も期待できる。

韓国では民主化の進展により、アジアで最も早く「情報公開法」を制定（一九九六年）し、さらに過去の大規模な人権蹂躪・虐殺行為の真相究明や名誉回復のために、九六年に「五・一八民主化運動に関する特別法」が、九九年末に「済州

四・三事件真相究明法」「民主化運動関連者名誉回復補償法」「疑問死真相究明特別法」が成立した。問題点が指摘されているが、真相究明に向けた努力の第一歩が踏み出された。

このような動向をみると、過去に向き合おうとしない日本という国の後ろ向きの姿が浮かび上がってくる。しかし、日本でも、戦争被害に関する真相究明法が二〇〇〇名を越える超党派の国会議員連盟とNGOによって提起されている。

「恒久平和調査局設置法」（国立国会図書館法の一部を改正する法律案）がそれである。「真理がわれらを自由にする」という理念をもつ国立国会図書館に「恒久平和調査局」を設置し、「慰安婦」、強制連行・強制労働、中国での七三一部隊による生体実験、生物兵器・化学兵器の使用、南京大虐殺などのアジア太平洋戦争期の戦争被害を中心に、日本人のシベリア抑留なども含めて資料の公開をはかるうとするのがその骨子である（現在、国会で継続審議中）。資料公開とともに、重要資料が廃棄されないよう保存機

務の法制化も必要であろう。戦時中に植民地・占領地から略奪・流出した図書・記録類や資料廃棄に関する調査研究も重要だ。

真相究明こそ、被害者の名誉回復の核心である。植民地支配・戦争責任問題の解決を前提に、政府の予算と機構をつかって、アジア被害諸国や関係各国の政府機関、専門研究者の協力を得ながら、日本政府諸機関が保有する植民地・戦争関係の資料を保存し全面的に公開するとともに、真相究明・研究が自由に利用できるようにすべきである。

戦後の東京裁判・B・C級戦犯裁判関係史料、サンフランシスコ講和条約や二国間条約などの賠償・戦後処理にかかわる外交文書もすべて公開すべきである。例えば、戦犯裁判に関する資料は法務省が収集しているが一般には未公開である。米英豪などはそれらの資料をすでにほぼ全面公開している。日本政府は、一四年に及ぶ日韓会談の外交文書を韓国政府が部分的に公開しようとしたのに対し、「今後の日朝国交正常化交渉に悪影響を

与える」との理由で公開にストップをかけた。「慰安婦」問題等が日韓交渉時にどう扱われたかが問題になっている今日、その交渉過程の資料を全面開示することは、植民地支配・戦後補償問題の解決を目指すためにも不可欠である。日韓条約締結過程も含めて、戦後の賠償・戦後処理の交渉過程にかかわる外交文書も全面公開することが必要である。

（２）「記録」を「記憶」にするために
「記録」は保存され未来に伝えられて、「記憶」になる。とりわけ、過去の不正に関する「記録」の「記憶」化は、不正の再発を防ぐために積極的な意味がある。

まず、植民地支配・戦争被害・加害の立場から直接体験した人々の証言を録音テープやビデオ映像として記録化し、共有・活用できるようにすべきである。

戦争体験者、とくに「慰安婦」にされた被害者、慰安所に関わった元兵士、七三一部隊で生体実験に関与させられた元少年兵、強制連行・強制労働させられた体験者の生の証言がもつ力は圧倒的であ

り、戦争非体験世代にも戦争の実相への想像力を喚起する。音声記録・映像記録はそのような「記憶」を後世に伝達するのに大きな役割を果たす。民間NGOが限られた資金で証言を記録化する努力を続けているが、体験者が高齢化し生の証言を聞き取る時間に限りがあることを考えると、公的な資金・機材提供等が十分になされるべきである。国公立の公文書館や平和資料館などによってこうしたプロジェクトがなされ、研究者や市民、教育現場などで活用できるような措置がなされる必要があるだろう。

次に、日本各地やアジア・太平洋諸国の被害、加害、反戦抵抗などの「記憶」が刻印された戦争遺跡を発掘・保存して、未来に残す必要がある。遺跡には、松代大本営などの軍用施設、軍需工場、要塞、地下壕、空襲・原爆跡、俘虜収容所、トンネル、慰安所跡などがあるが、これらの戦争遺跡は戦争を体験させる教育力をもつ。しかし、風化・消滅の危機にある遺跡も少なくない。公的資金等で、アジア各地も含めて戦争遺跡を調査

・発掘・保存し、資料や証言などを展示した記念館・記念碑などを建立することによって必要であらう。

世界や日本各地には、戦争資料館、平和記念館、反戦博物館、抵抗博物館など、戦争を伝えるためのさまざまな施設がある。必要なのは、戦争を美化するのではなく、植民地支配・戦争の非人間的な実相をつたえる平和施設である。最近ようやく、日本各地の平和施設が被害・加害の双方を展示しはじめたが、ピースおおさかのように歴史修正主義者・右翼からの攻撃にさらされている例も少なくない。各地の平和施設が、戦争の「記憶」をつたえ平和の文化をつくりだす草の根のセンターとしての役割を果たすことが求められる。インターネットによる多言語の情報提供や利用法の開発も活発にする必要があるだろう。

また、日本の統治下・占領下にあったアジア太平洋諸国・地域では、二〇世紀の「記憶」を再生するために資料収集・証言収録作業や歴史研究が政府・民間レベルで行われている。韓国ソウル近郊

に、元「慰安婦」被害者が共同生活する「ナヌムの家」に隣接して設立された日本軍「慰安婦」歴史館がある。生の証言をきくことができる貴重な歴史教育の場だが、ここに展示されている関連資料・資金は日本のNGOによる提供・協力があつた。こうした事業や歴史研究に、率先して資料提供や支援・協力するのも日本の責任である。

三 個人補償の実現を

① 牛・ポイント

①加害者と被害者が同じテーブルにつき、さまざまな妥協を重ねながらも、被害者の最低限の要求を満たす形で、ドイツの補償基金は設立された。

②日本でも同様に基金を設立する場合、謝罪、責任の明確化、政府・企業による基金拠出、加害の事実を次世代に伝えること——この四つの要件は必要だ。

(1) ドイツ「記憶・責任・未来」基金
ドイツが、一連の戦後補償政策で取り残された被害者への包括的補償へと大き

だけの救済措置を講じること、その一方で、ドイツ企業が今後訴えられない「法的安定性」を確保しようとするものであつたからである。

ドイツはアメリカ合衆国政府や被害者諸団体などとの間で交渉をおこない、ようやく、一九九九年十二月、「記憶・責任・未来」基金設立に合意し、ドイツ連邦共和国大統領が謝罪した。それでもまだ、基金法案をめぐって深い溝が存在していたため、その後もさらに交渉をせざるをえず、二〇〇〇年七月にようやく最終的合意にいたつた。この溝は、日本での解決方法を考える上で大いに参考になるだろう。

被害者側のひるまぬ要求と交渉努力により、また、ドイツ政府と企業の譲歩により、双方が歩み寄って、お互いに納得のいく解決をはかった。その結果、一方で、被害者が請求権を放棄することによって、ドイツ企業の「法的安定性」は確保され、ドイツ企業の利害が守られることになったが、他方では、ナチス不法とそれへの関与に対する「歴史的」、「道義

的」、「政治的」責任をドイツ連邦政府とドイツ企業が認め、先の大統領の謝罪と共に、被害者の最低限の要求を満たすものとなった。

こうして、かろうじて、ナチス不法の被害生存者がまだ生きていたうちに、立法化による個人補償が、補償基金設立という形で実現される運びとなった。

ドイツの例が示唆する重要な点は、第一に、ドイツが世界で胸を張って生きていくためには、ドイツ連邦政府とドイツ企業が、そのときどきの世界の政治情勢に対応しながら、何をしなければならぬのかということを認識していたということである。第二に、この世界の政治情勢が冷戦体制、その崩壊、世界のグローバル化と変化の中で、ドイツが過去の不正の被害者に対し、補償の対象を拡大せざるをえなかったということ、そして最終的には、過去の不正の責任を認め、残された被害生存者に謝罪し、彼らに個人補償をおこなわざるをえなかったということである。第三に、ナチス犯罪と戦争犯罪の被害者自身が自ら運動を繰り広

げ、それを支える運動が国内外に存在したことであり、そして最後に、加害国ドイツの政府と企業が被害者と同じテーブルについて、交渉し、解決をはかったというものである。

日本においても、日本がおこなったさまざまな不正に対して、戦後補償の立法化をはかり、補償基金の形で、早急に「慰安婦」や強制連行・強制労働など戦争被害者に補償をおこなう必要があるだろう。被害生存者がまだ生きているうちに、その不正の責任を認め、謝罪し、個人的補償をおこなうためには、もはや時間的余裕はない。それは全面的解決に向けた重大な歩みであり、今それをやらなければ、永久に責任を日本は負わざるえなくなるのである。

(2) 日本が行うべき補償とは

では日本は何をすればいいのか。「女性のためのアジア平和国民基金」(一九九五年)は、政府の謝罪を含んでおらず、日本政府の拠出ではないという基本的問題を抱えている。また二〇〇〇年

一月、鹿島建設と中国人被害者の間で和解が成立したが(「花岡事件訴訟」)、新しい補償への道を開くものであるとはいえず、そこでは明確な謝罪がおこなわれておらず、補償の性格も明確ではなく、また、国の責任は問われていない。他方で被害者の請求権の有無も不明なままにおかれ、問題の解決に資するようには思われない。

問題解決のための補償基金を立ち上げるためには、最低限以下のことが含まれていなければならない。

第一に、謝罪を含むこと、被害者の名誉等の回復をおこなうものであること。

第二に、責任を明らかにすること。

第三に、補償基金は日本政府と企業の拠出によるもの。

第四に、加害の歴史的事実を教育などによって次世代に伝えること。

戦時性的強制、強制連行・強制労働など戦争被害者に対する加害行為は、個人の自由と名誉と尊厳を踏みにじる重大な人権侵害行為であり、不正行為である。日本政府と企業はその責任を認め、人間

の尊厳を犯された人々の被害回復要求、とくに名誉回復要求を真摯に受けとめることが国内外から求められている。二一世紀の国際社会において日本はそうすることで、国際社会でのアジア諸国の人々をはじめとする世界の人々の信頼と友好を築めることが可能となる。そのためのもっとも現実的、かつ緊急の解決方法が戦後補償基金の設立である。

ドイツでは、戦後五〇年以上の長い年月の中で、国内外のさまざまな批判と運動に直面し、また(西)ドイツ側のその時々政治的対応によって、その一環として相応の補償だけをおこなってきたが、二〇世紀の終わりになってようやく全面的な解決にいたった。日本では、こうした政府ならびに企業の対応がないままに二一世紀を迎えてしまっており、すべての被害者に補償を一気におこなわなければならない状況におかれている。したがって、一九三一年から一九四五年までのすべての被害者のために、謝罪を明記した日韓条約の再締結や日朝交渉など、植民地支配責任問題の解決とは別

に、戦後補償を早急におこなうことが必要である。これまで戦争責任と戦後補償を放置してきたつけが、全面的にまわってきているのである。

敗戦後五五年も経過し、二一世紀を迎えた現在、戦時中にさまざまな戦争犯罪の被害を受けた人々は、高齢者となり、このままいくと謝罪も補償も受けることなく、日本に対する恨みをもちながら死んでいくことになる。その恨みは次世代へと受け継がれていくことになる。こうした事態を放置したまま、日本がグローバル化する世界で生きていくことはできない。早急に高齢化する被害者に対して、日本が過去に犯したさまざまな不正行為を謝罪し、補償をおこなわなければならない。

四 記憶の分有、歴史教育、歴史認識

●キー・ポイント

①日本の旧植民地では民主化運動と民

主権の定着に伴って、脱植民地化の動きが加速しつつある。日本の植民地支配の告発をめぐって展開されている政治的抗争の文脈を見誤ってはならない。

②一方、日本では、教科書問題・国旗国歌法制化に見られるように、国家への忠誠を強制するようなナショナルな欲望が高まっている。今聞かれているのは、自らの過去と真剣に向き合う姿勢である。

(一) 脱帝國化を阻止する政治的抗争の拡大

日本版歴史修正主義のスポークスマン的な役回りを演じるようになった小林よしのりは、アジア太平洋戦争を肯定的に描き出した『戦争論』(一九九八年)に続いて二〇〇〇年には、日本の旧植民地、台湾を扱った『台湾論』を出版した。しばらくして、『台湾論』は、当地台湾において中文訳版として出版されるに至った(二〇〇一年二月)。

『台湾論』の骨子とは、今の日本では忘れかけられているという「日本精神」を台湾に見出し、日本による植民地近代を肯定するとともに、その「親日」のコン

トラストとして外省人に対する差別的な表現を加え、さらに中国や朝鮮半島を貶めようとするものである。

この『台湾論』は、強烈な反応を台湾社会に巻き起こした。漫画に登場する許文龍氏が「慰安婦」は強制ではなく「志願」であったと述べた発言をめぐって、台北市婦女救援基金会、及び民進党、国民党、新党、さらに学者たちがこれを批判する記者会見を行なった。

つまり小林氏は、八〇年代以降の台湾の民主化というものが、九二年の婦女救援基金会の成立など脱植民地化に向けた動きを胎動させていた側面を全く見くびっていたということである。

東アジアの一九九〇年代とは、特に韓国、台湾における民主化、脱冷戦化の潮流において、民間の側から、当地の政府、日本政府への異議申し立てとして脱植民地化が提起された一〇年であったと言えるだろう。

(2) 歴史教科書問題と多文化共生の教育
もう一つ別の側面で言えば、小林「台

「済論」事件の最中、婦女救済基金が、教育部に対して「慰安婦」の歴史を中学校の歴史教科書に載せるよう要求したことは、特に注目すべき点である。一九九八年から使用されている「認識台湾（歴史編）」は、従来の教科書に比べて総体的に、日本の植民地支配について台湾の近代化を促進させたとする肯定的な評価をしており、一部でもそのことを問題化する動きが出ていた。この「認識台湾（歴史編）」は、以前の教科書と比べてナショナルアイデンティティの傾向としては、正反対（中国中心／台湾中心）のものでありながら、脱植民地化というコンセプトが入っていないという意味では、同じものだと考えるかもしれない。やはり日本の植民地支配が「慰安婦」を動員したことなど、植民地支配の負の局面についての記述がなされていないことなどが、婦女救済基金によって指摘されたわけである。

日本の教科書において、「慰安婦」の記述が日本にとっての脱帝国化の契機を孕んだ意味を持つものである一方、台湾

においては、植民地の暴力を再審に付す契機となっており、まさにこの二つの現象が同時平行的に出てきているのだ。

振り返って考えてみて、日本の歴史教科書は、それを学ぶ者が現在の日本社会のあり様へと導くものになっていない側面がある。現在の歴史教科書から、現在の日本社会に旧植民地地域の人々が定着している現実と、日本近代における帝国主義の膨張のプロセスとの有機的関連性がどれほど把握されるだろうか。現在の日本の歴史教科書は、その内容が検定制度によって萎縮したことによって、現在の社会状態に通じる分析的・総合的記述に欠けたものにならざるを得ず、皮肉なことにはその平板さとのコントラストとして、恣意的な歴史の物語化が幅を利かせるといった構図になっているのではないか。

では、現在の教科書問題をどうするか。教科書のあり方そのものにかかわる長期的な展望を用意する必要がある。そうでなければ、検定制度やその時々政治の潮流に際して、一々対応しなければ

ならないような後手々々の対応にしか終始しないだろう。根本的に教科書の在り方自体を見つめ直さなければならぬ。

ただ根源的に考えてみて、教科書の出自自体は、ナショナルなものの以外ではあり得なかっただろう。しかし、在日外国人の地方参政権をめぐる議論が活発化している趨勢とシナロジカルに考えれば、例えば、在日朝鮮・韓国人から服差された日本社会のあり様を示すなど、歴史叙述の視点自体を複数化するなどの試みがあっても良いはずだ。また今日、教科書をめぐる世界的な動向では、既に教科書をナショナルな枠組みの中だけで完結されるものではなくなっている。戦後（西）ドイツがポーランド等との間で作った歴史教科書を相互に点検するための試み（国際歴史教科書対話）なども、今後の日本とアジア諸国・諸地域にとって大いに参考になるものではないか。

もし東アジアでも同様の試みが出て来れば、そのプロセスにおいては、同じ歴史事象を扱ったとしても、別の名称が使われて来ており、そのために別の価値が

付与されているなどの経緯が顕在化するはずである。例えば、一九三七年以降のいわゆる日中戦争は、中国では「抗日戦争」となっている。こういった差異を付き合わせることでこそ、東アジア、東南アジアにおける歴史叙述をめぐる公共圏の創出が展望されるのではないだろうか。ここでは、広義の意味での文化翻訳というものが課題化されなければならないのだと言えよう。

戦争や植民地の記憶をどう伝えて行くのか、また、そこから発生する謝罪や責任の問題をどう教えるのか。既に一国的なパースペクティブによっては完結し得ない問題が顕在化して来ているのである。そのことに対応する教科書の在り方、また教え方というものが求められているのである。

(3) 日の丸・君が代法制化とポスト植民地期におけるナショナルリズム

一九九九年、日の丸・君が代が、国歌として法制化されたが、そのこと自体は、日の丸・君が代を教育現場で強

制的に使用させることの法的根拠にはならないはずである。しかし、文部科学省は、そのことを無視して、日の丸・君が代を強制しようとしている。では、教育現場において、その国旗と国歌は、何を目的としてどのように強制されようとしているのか。国旗を国家の雄略としてそれに忠誠を誓う身振りを強制すること、さらに、斉唱という儀礼的な空間に生徒を動員すること。つまり、国家に忠誠を誓う儀礼への動員であり、未成年集団の国民化を貫徹することだと見えよう。

ただ、こういった最近の日本政府によるナショナルなものへの誘導については、もう少し広い視野からも見る必要があるかもしれない。一九五〇年代からの日本は、「経済復興」に成功し、他の東アジアの諸地域を圧倒していたと言えるだろう。その時点では、ナショナルなものにかかわる優越感、経済力、技術力、「民主」的政治制度の定着などによって担保されており、あるいは顕在化させる必要がなかったと言える。しかし、

八〇年代から九〇年代にかけて、韓国、台湾また中国なども、いわゆる高度成長を経て、日本と同様の経済的実力を示すようになって来たこと、また特に韓国、台湾では、民主化が進展する中で、直接選挙による大統領制度が定着するなど、ある部分では、日本よりも民主的な諸制度が整いつつあると云って良い。日本が他のアジア諸国、諸地域に比して優越していると思定していた根拠が失われつつある今、その失われつつある優越感を何かの力によって補強しなければならなくなったということかもしれない。数年前なら、それは、例えばODAへの供出額であったかもしれないが、ODAそれ自体への関心も現在は飽和状態に達し、その効果も疑われている。こういった現状において、実は、日本政府には、失われた自信を穴埋めする施策について、極めて手詰まり状態に陥ったものと考えられる。そういった流れの中での苦肉の「失敗策」としての日の丸・君が代だったのではないか。

もちろん現在の東アジアには、核があ

り、米軍基地があり、日米安保があり、五〇年前とは、全然事情が違ふし、単純な日本軍国主義の復活はあり得ないだろう。ただある種の視角として、日の丸・君が代が、もう一度日本人として優越感を取り戻すため、国民の一体感を作り直す「苦肉の策」であつたとするならば、逆の論理としてそれは、ある種の無意識化された劣等感の裏返しであるかもしれない。例えば、台湾や韓国のように直接選挙によって国の顔が決められる制度（大統領制）があると、より進んだ民主制への実験が隣で行なわれていることへの嫉妬、あるいはその逆の無視である。さらに付け加えれば、二〇〇〇年夏の朝鮮半島における南北首脳会談の実現なども、東アジアにおける脱冷戦化への壮大な実験への胎動だと言えるが、日本政府の対応は、全くその意義を分有し損なっているようである。

今日のネオナショナリズムは、端的に侵略や植民地支配の過去と向き合おうとしない否認の身振りを特徴としているが、そのような態度は、何かを生み出す

ものというよりも、時代の不透明感、閉塞感に対する誤った対応の在り様であると言える。ただしこの不透明感、閉塞感には、経済のグローバル化とともに、未だ十全には顕在化し得ていない脱冷戦化、脱植民地化というモメントが確実に介在している。だからこそ、かつて日本が植民地化し、また戦争を遂行した東アジア（東南アジア）の諸国家・諸地域とともに、歴史叙述における公共性を追求する条件というものが醸成されて来ているとも言えるのではない。近年の露骨な侵略や植民地支配にかかわる否認や肯定的評価の身振りは、そういった流れに触発された受動的な対応だと言える。だから日の丸・君が代では、プライドは回復できないだろう。むしろ、侵略や植民地支配をした「過去」と真剣に向き合うことを通じて、日本は、プライドを創り出せるかもしれない。しかし、そのプライドは、かつてのプライドとは似ても似つかない、未見の何かであることは確かであろう。「つくる会」の人々は、過去には過去の基準があり、現在の基準

では裁けないといったことを述べている。しかし、そういった態度とは、実は、自らの価値判断の停止なのであり、プライドとは懸け離れたニヒリズムの形なのだ。

五 法行動と政治的価値の転換を

●キー・ポイント

①従来の国際法では、アジア・女性・過去・市民などは周縁へ押しやられてきた。九〇年代の国際的潮流は、その脱構築を世界規模で推進するものだ。

②日本政府や司法の法行動を転換させるために、個人通報手続きや、国際刑事裁判所規程の受給が急がれる。

(1)被害者の声を封じ込めてきた国際法戦後補償の文脈において国際法は、国家の権益を防護する役割を担ってきたといつて過言でない。

沈黙を破った被害者の声を再び封じこめるために国際法が採用される様をみるにつけ、国際法はいったい誰のためにあ

るのか、ということを考えずにはいられない。法の生命が論理ではなく経験であるとするなら、いったい誰の経験が国際法を作ってきたというべきか。戦後補償問題は、この問いに対する明瞭な解を用意している。これまでの国際法——政府・司法が体现する国際法——、それは、欧米・男性・現在・国家（支配エリート）という四つの中心的価値によって支えられ、それらの価値を現実社会に投影するための社会的装置であつたといつてよい。そうした国際法のもとにあつて、アジア・女性・過去（未来）・市民の経験は、周縁に押しやられるか排除の対象になるのが常であつた。日本の優した不正行為の被害者、なかでも日本軍性奴隷制の被害者は、ここでいうすべての周縁的要素を備えた究極の「他者」である。だからこそいっそう鮮明に国際法の暴力性を浮き立たせている。

一九九〇年代に入つて顕在化した国際的潮流は、小さき「他者」に沈黙を強いる国際法のありかたを直視し、その脱構築に向けた営みを世界大で推進するもの

となつた。日本軍性奴隷制問題が国連人権委員会や国際会議などあらゆる機会をとらえて提起され続けているのは、そうした巨大な潮流が被害者の声をくみ上げ、公的アリーナへの接続回路を提供しているからにはかならない。一握りの運動家によって扇動されているからなどではけつしてない。

新しい国際法秩序を描き出す担い手になっているのは、世界的規模で連帯する市民（民衆）である。なかでも国際法の不均衡なジェンダー構造の変革を求めるフェミニズム運動の貢献は特筆に値する。男性的・国家的価値に支配された各国の支配エリートが共依存関係のもとに作り上げてきた国際法の閉鎖性を明るみに出し、「沈黙」という事象に法的意味を与え続けている。

日本では、この刺激的な思潮が（外交）政策決定過程にまったく影響を与えていないこと、さらにいえば、国際法学の専門家集団のなかでフェミニズムの思潮を自ら引き受け実践する研究者が皆無に等しいことが、被害者の排除に加担す

る国際法のありかたを規定してきたといつてよい。

前述の女性国際戦犯法廷は、フェミニズムを基調に掲げたアジア市民の連帯が生み出した「民衆法廷」であり、その営みの端々に、新しい国際法秩序の位相を映し出すものであつた。性奴隷制問題を不問に付し、非白人を周縁化した連合国の男性・欧米中心思考を告発しつつ、同法廷は、時間軸を現在から過去・未来に延長し、被害者の経験に寄り添った法解釈を展開してみせた。

もつとも、人道に対する罪につき昭和天皇を有罪とし、日本の国際法違反を認定する一方で平和条約等による免責可能性を明確に排除した同法廷の論理は、なにも新たな法を創造したわけではなく、当時適用可能な法を解釈し直しただけのことであつた。ただその背後には、アジア・女性・過去（未来）・市民（民衆）の経験を直視する明確な価値的判断があつた。クマラスワミやマクドゥーガルらの報告書にも通底するこの価値的判断こそが、同法廷と日本の支配エリートの法

解決とをわかつ決定的な要因であったといえる。

女性戦犯国際法廷は、日本政府に対して、被害者への完全な謝罪と、賠償、情報開示、調査、記憶の社会化、適切な教育、性の平等の確立等を勧告した。真の意味における過去の清算と和解とを実現するには、おそらく、そのなかのどの一つをとっても欠かすことができないものである。今日、世界各地で繰り返し確認されているのは、被害者の尊厳を回復する営みなしに安定した社会秩序・国際関係は築けない、という認識である。その認識は、いうまでもなく、日本の戦後補償問題についてもそのまま妥当する。

(2) 国家をいかに市民化するか

戦後補償にかかる日本の法行動を転換させるには、政府や司法の法解釈の背後に潜む政治的価値を変えることが不可欠である。すでに述べた、欧米・男性・現在・国家という四つの価値が政策決定過程を支配している限り、法行動の変更は容易に期待できない。

差別撤廃条約という四つの条約に備わっている。

ところが、日本政府は、そのいずれについても受諾を拒んでいる。司法の独立を侵される危険性があるから、というのがその理由なのだが、こうした理由をつけて個人通報手続を拒んでいる国は日本以外には存在しない。この手続を政府が受諾すれば、自らの権利回復を求めて、市民は国際法の過程に直接に参画できることになる。そうなれば、市民を国際法の「他者」に位置づける国家中心思考は後退を余儀なくされることになる。このころ、日本の裁判所も、自らの判断が国際的な機関でさらに審査される可能性を留保されることで、政府以上に、国際的潮流に敏感になっていくものと思われる。

女性差別撤廃条約の個人通報手続（この手続は、同条約の選択議定書に定められている）は、これに加えて、女性の経験を優先的に保護する側面もっている。行政、司法を問わず、市民・女性の経験に親和的な価値を政策決定過程

まず前提として確認しておく。国家責任・個人賠償（補償）を否認する政府の法解釈は、司法のたゞ重なる支持を得てきわめて堅固なものにみえようが、決して唯一の法解釈というわけではない。女性国際戦犯法廷やマクドゥーガル報告書が示すように、現行国際法の枠内であっても別の法解釈は十分に可能である。それどころか、国際社会でますます勢力を得る法的潮流は、女性運動など市民社会の広範な支持を得て、責任の明確化と個人賠償（補償）をいっそう強く求めるものになっている。これを別言すれば、日本軍性奴隷制をはじめとする戦後補償問題において被害者が行ってきた主張には、合法性と正統性の両面が備わっているといつて差し支えない。日本政府に対して、法的責任を認め、被害者一人一人に向き合うよう求めることは、合法性を欠いているわけでも、正統性を欠いているわけでもないということを踏まえておく必要がある。

そのうえで、こうした法解釈を日本のなかで一般化するのに必要な政治的価値に浸透させるには、おそらく、女性差別撤廃条約選択議定書の締結がもっとも効果的ではないか。男女共同参画社会基本法の制定もあって、上記四つの個人通報手続のなかで受諾される可能性が比較的高いのはこの議定書である。

日本の市民社会は、女性差別撤廃条約選択議定書の締結に向けて集中的に精力を注いでいるだろうか。この議定書が受諾されるなら、他の個人通報手続を拒否する理由も一気に奪消する。そうなれば、政策決定過程を支配する従来からの政治的価値のありようには大きな変化が期待できる。

第二、国際刑事裁判所（ICC）規程の締結。一九九八年のローマ外交会議で採択されたICC規程は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪等を裁く常設の国際刑事法廷について定めるものである。ローマには、世界各地から多くのNGO、特に女性たちが参集し、圧倒的な影響力をみせつけていた。その成果として、ICC規程にはジェンダーの視点が自覚的に導入され、日本軍性奴隷制

の醸成について考えなくてはならない。直截的にいえば、女性・市民の経験に親和的な価値をいかに政策決定過程に織り込んでいけるか、であり、これをさらに一言でいいあらわせば、国家をいかに市民化できるか、ということになる。様々な方策が考えられようが、ここでは、そうした価値的転換を促すために、国際法学の観点から、二点に絞って提言したい。

第一、個人通報手続の受諾。多方面にまたがる国際法分野のなかで市民にもっとも近い法規範を擁しているのが人権にかかわる分野（国際人権法）である。とはいってもない。フェミニズム運動の主要な拠点もここにあるのだが、国際人権法の中核を構成する条約のなかには、国際的な人権救済制度を備えていないものがある。国内であらゆる救済措置を尽くしたけれども被害者が回復されないという場合に利用できる手続で、正式には個人通報手続という。市民的及び政治的権利に関する国際規約、人権差別撤廃条約、拷問等禁止条約、そして女性に典型的にみられた性暴力が人道に対する罪を構成するものとして明記されることになった。ICCは国際社会における最も重大な犯罪を処罰するための刑事法廷であるが、しかしその裁判プロセスは、なにより被害者の尊厳の回復にとつて欠かせぬものとみなされている。真相の究明と責任の明確化が被害者にとっていかに重要かという視点が踏まえられているのである。

ICC規程を日本政府はいまだに締結していない。この規程は、規程発効前に生じた犯罪に遡及して適用されることはないものの、それでも戦後補償に関わる政治的価値を改革する重要な契機を提供するものではある。性奴隷制を含む戦時中の行為がどれほど人間の尊厳を損なうものであったのか、そして、被害者にとつて何が必要な救済なのか、といったことを知らしめるうえで、ICC規程のもつ効能はけつして小さくない。個人通報手続とともに、その受諾を強く求めていくべきゆえである。

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-12

外務省報道ぶり

13-15

新聞切り抜き

「慰安婦」・戦後問題関連

16-128

新聞切り抜き

女性・人権問題関連

129-165

新聞切り抜き

AWF関連

166

戦後補償実現！FAX速報 No.330 2001.3.31.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
FAX: 03(3237)0287 TEL: 03(3237)0217 URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
受信料：月額 1000 円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrtyo@aol.com

◆広島高裁、閩釜裁判1審判決を取り消し、請求棄却。被害認め、「補償は立法府の裁量」

3月29日広島高裁(川波利明裁判長)は、韓国人元「慰安婦」3人(内1人死亡)と元女子勤労挺身隊員7人が国に公式謝罪と合計3億9600万円の賠償を求めた閩釜裁判(92年12月提訴)の控訴審判決で、国の立法不作為による過失を認定し、元「慰安婦」に1人30万円の支払いを命じた98年4月の1審山口地裁下関支部の判決を取り消し、原告の訴えを全面的に棄却する逆転判決を言い渡した。判決は「原告らが元慰安婦ないし元挺身隊員として受けた被害の重大さ、その性質にかんがみると、これらに対する補償を可能とする立法措置が講じられていないことについて不満を抱く原告らの心情には察するに余りある」としながらも、「謝罪と補償の立法義務が一義的に明白とはいえず」「立法行為が国家賠償の対象になるのは憲法の一義的な文言に違反しているような例外的な場合に限られる」とし、「補償問題の対応は立法府の裁量的判断にゆだねられている」と述べた。元勤労挺身隊員の請求に対しても「国との雇用関係の成立は認められず、国に債務不履行はない」とした。元「慰安婦」の原告の内、河順女(ハ・スンニョ、82)さんは昨年亡くなり、李順徳(イ・スンドク、82)さんも体調が悪く欠席。ただ1人車椅子で法廷に入った朴頭理(パク・トルリ、76)さんは「日本人は嫌いだ。爆弾を持ってきて裁判所に落としてやりたい。1審判決は法律がないのが悪いと言っていたが、今回は何でもないと。とんでもない。6年間もひどい目にあい、恥ずかしくて話したくないのに、裁判で繰り返し聞かれ、話させられた。今は真っ暗な気持ち。死んでも死んでも闘い続ける」と語り、元挺身隊隊員の梁錦徳さん(ヤン・クムドク、71)さんは床の上に大の字になり「天皇陛下のために一生懸命働いたのに、どうしてですか?」と叫び続けた。判決要旨の一部はURL: <http://www1.newweb.ne.jp/wb/kanpu/> で読める。原告は上告する方針。

福田官房長官は同日午後の記者会見で「被告側の全面勝訴判決で、政府のこれまでの主張が認められた。現在判決内容については検討中で、コメントは控えたい」と語った。韓国の挺身隊問題対策協議会は同日「判決は教科書の改悪と合わせ、日本が右傾化している現実をみせつけた」との声明を発表。フィリピンの被害者団体ロラズとリラ・ピリピーナの元「慰安婦」約60人は30日マニラの日本大使館前で抗議行動を行い、立法による解決促進を訴えた。国内の報道では「産経」が30日朝刊1面トップに「元慰安婦訴訟、国家賠償認めず」で、「読売」も同じ見出しの記事とともに社説でも取り上げ請求棄却を歓迎した。一連の戦後補償裁判の中で唯一一部勝訴だった下関判決が覆され、加害国日本の裁判所に訴えを起こすことの困難が改めて印象付けられ、立法の重要性が一層高まってきた。(3/29時事・共同・NHK、30中国・朝日・毎日・読売・東京・産経・日経)

◆東京地裁、韓国・太平洋戦争遺族会訴訟も請求を棄却

26日東京地裁(丸山昌一裁判長/転任のため大竹たかし裁判長代読)は韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会(金鍾大会長)に所属する朴七封(パク・チボン、76)さんら元軍人・軍属16人と遺族16人、故金学順(キム・ハクソン、76)さんら元「慰安婦」8人の計40人(内6人が死亡)が91年12月以降2次にわたって日本政府を相手取って1人2千万円、総額8億円の補償を求めた訴訟の判決を言い渡し、原告の請求を棄却した。判決は、原告側の受けた被害事実などは認めたものの、憲法や国際法に基づく補償、民法上の損害賠償などの請求権の存在をすべ

て否定し、恩給法などが対象を日本国籍所有者に限定している点についても「立法政策の当否はともかく、直ちに憲法の平等原則に違反しているとは言えない」と述べ、「人道に対する罪は、国家に対し、個人を国際裁判所の処罰に服させる義務を負わせるに過ぎず、国家の民事責任を基礎づけるものとは言えない」と退けた。また未払い賃金の請求権についても「65年日韓協定で実施に伴う韓国の措置法により消滅した」と否定した。90年代に訴えが続いた戦後補償裁判のさきがけとなった訴訟で、判決が注目されたが、これまで示された各地の裁判所の判断を踏襲した内容となった。裁判長退任後、怒った原告が書記官に詰め寄り、机を蹴ったり、遺影を掲げて号泣するなど混乱した。判決後の記者会見で、原告の沈美子(シ・ミヤ、77)さんは「判決には非常に胸が痛む。とても腹が立つ」と語った。原告側は控訴する方針。(3/26 時事、共同、NHK、朝日、毎日、読売、東京、日経、産経・夕刊)

◆大阪地裁、日鉄大阪元徴用工裁判も韓国人原告の請求棄却。違法な強制労働は認定

27日大阪地裁(岡原剛裁判長)は、戦時中に旧日本製鉄大阪製作所で強制労働させられた韓国人元徴用工の呂運沢(ヨ・ウンテク、77)さんと申千洙(シ・チョンス、74)さんが97年12月に新日鉄と国に未払い賃金や慰謝料など総額3800万円を求めた訴訟で、2人の就労状況については違法な強制労働だったことを認めながら、「旧憲法下の国の行為による個人の損失に国は賠償責任を負わない」「日本製鉄が戦後4社に解散し、内2社が合併してできた新日鉄はこの種の債務を継承していない」と述べ、請求を棄却した。また、日本製鉄が法務局に供託した原告らの未払い賃金については「正確な金額とは考えられず、供託は無効で、本来の債務は消滅しない」と述べた。呂さんらは判決後裁判長に「供託された金は一体誰の金なのか?」と詰め寄り、記者会見でも「働いた金を返してくれない会社がどこにある?」「こんなことするのは国際的詐欺集団だ」と判決の不当性を訴えた。原告は控訴する方針。あいまいな法務局への供託金に裁判所が「無効」を宣言したことは今後論議を呼びそう。(3/27 時事、共同、NHK、28 朝日、毎日)

◆「花岡平和友好基金」が発足。8月以降2億5千万円を被害者に支給予定

昨年11月の花岡訴訟和解を受けて設立された「花岡平和友好基金」の運営委員会が正式に発足したことを運営委員長の田中宏龍谷大教授(中国人強制連行を考える会代表)が27日北京で発表した。26日に第1回の運営委員会が開かれ、鹿島が中国紅十字会に信託した5億円の基金の内、2億5千万円を被害者・遺族に支給する。花岡事件の被害者986人とその遺族が対象となるが現在までに所在が判明しているのは生存者65人と遺族約350人。今後残る生存者や遺族の調査を進めながら、今年8月以降2年から2年半の間に支給を終える予定。残り2億5千万円は慰霊事業補助と遺族の育英資金に当てる。6月30日に行われる慰霊祭に生存者・遺族の参加を呼びかける。(3/27 共同、28 朝日、毎日、読売、日経)

■<案内>ILO勧告の履行を求める4・4集会

4月4日(水)18:30、労働スクエア東京(八丁堀)、報告「ILO勧告の意義と履行を求める運動の方向性」田中宏(龍谷大教授)、挨拶=国会議員、ILO提訴労組、他。主催=強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク T03-5210-9816(矢野)、F03-3234-1006。

■<案内>在日の慰安婦裁判を支える会・宋さん高裁判決を検討し最高裁に臨む学習会

4月7日(土)18:00、パンセ・ホール(神田パンセ)506号、講師=阿部浩己(神奈川大教授)、藍谷邦雄、中下裕子(弁護士)、連絡先 T0422-41-0251、F03-3785-1182。

■<案内>軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会・恒例「お花見ウォーク2001」

4月8日(日)11:50、都営大江戸線若松河田町・河田口出口集合、参加費・資料代=500円。14:30「厚生省報告」報告集会(新宿区障害者センター調理室)、T090-2421-7985(長谷川)。

戦後補償実現！FAX速報 No 331 2001. 4. 7.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
受信料：月額 1000 円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

◆最高裁、在日韓国人元軍属障害年金訴訟上告棄却。差別指摘し、「法的解決望む」意見も

4月5日最高裁第一小法廷(井嶋一友裁判長)は、在日韓国人で元日本軍軍属の石成基(リ・ソギ)さん(79)と陳石一(チン・ソクイル)さん(94年逝去)の遺族が厚生労働相を相手取って第2次大戦で負傷した原告らに戦傷病者戦没者遺族援護法に基づく障害年金の支給を求めた訴訟の上告審判決を言い渡し、上告を棄却し、原告敗訴が確定した。国籍を理由に傷害年金が支給されないのは法の下での平等を定めた憲法に違反すると障害年金の請求却下処分取消しを求めた訴訟だったが、判決は「日本人の軍人軍属と在日韓国人の軍人軍属との間に差別状態が生じていたことは否めない」と指摘したものの、「戦争被害に対する補償は、憲法の予想しないところ」で「立法府の裁量的判断にゆだねられたもの」とし、「日韓請求権協定締結後の差別状態」も「立法府の裁量を著しく逸脱したものとははいえず、憲法違反とはいえない」と述べ、請求を退けた。なお、5人の裁判官の内、弁護士出身の深沢武久裁判官は補足意見の中で「ほとんど法の下での平等に反する」と述べ、昨年制定された弔慰金等支給法も「性格が不明確で、差別状態の解消に充分とは評価しがたい。人道的見地に立脚した明確な法的解決が望まれる」との見解を示した。1944年にマーシャル諸島で飛行場建設中に米軍の機銃掃射を浴び右腕を失い、91年に厚生省に障害者年金を請求し、請求を棄却され、現在横浜で入院中の石成基さんは「非常に失望した」と支援者に語った。病状が悪く、あまり話せない状態だが、4月から施行された弔慰金支給法については「せっかくできた法律なので申請する意思はある」と述べたという。一審途中で亡くなった陳石一さんの長男の柳慶一さん(42、埼玉在住)は「納得のいく答えをもらえず、がっかりした。父から受け継いだ恨みの感情は生涯消えない」と述べた。記者会見で弁護団の新美隆弁護士は「差別と認めながら、なぜ最高裁はもっと踏み込めないのか？」と語り、金敬得弁護士は「最高裁は憲法と人権の番人であるのに、日韓協定の問題など提起した法律判断を回避した」と批判した。(4/5 共同・時事・朝日・毎日・読売夕刊、*判決要旨は最高裁ホームページで閲覧可)

◆国連人権委でクマラスワミ報告発表、「慰安婦」勧告を無視する日本政府を批判

ジュネーブで開かれている第57回国連人権委員会で2日「女性に対する暴力」特別報告者のラディカ・クマラスワミさんの報告書が公表された(文書番号 E/CN. 4/2001/73)。45頁にわたる今年の報告書でも冒頭の「要約」と国別事例の「日本」の項で「慰安婦」問題を取り上げ約1頁を割いて「日本政府は道義的責任を認めたにもかかわらず、法的責任を受け入れ被害者に賠償を支払うことを拒否している。特別報告者の96年の勧告を実施する試みもなければ、人権小委員会の特別報告者が行った勧告を実施する試みもない」と厳しく日本政府を批判。「アジア女性基金」(「国民基金」)の現状や日本国内での裁判の判決と米国ワシントン地裁への提訴、昨年12月の「女性戦犯国際法廷」開催などを情報として提供している。同報告者が日本の「慰安婦」問題を取り上げたのは今回で4回目で、とくに96年に朝鮮・韓国・日本での調査を踏まえ、日本政府に対し法的責任の確認、調査と資料公開、被害者への文書での謝罪、個人賠償、責任者処罰、教育の強化などを勧告した。教科書問題など日本政府の取り組みの後退は明らかで、今年の国連人権委員会でアジア各国政府代表らからも批判されるとみられる。(4/7朝日・夕刊、国連NGO連絡会、*www.unhchr.chで閲覧可)

◆検定教科書発表、加害記述が大幅後退。アジア各国からの批判高まる

3日文部科学省は来年春から小中学校で使われる教科書の検定結果を発表したが、加害の記述が大幅に後退し、「新しい歴史教科書をつくる会」メンバーらが執筆した扶桑社版中学歴史、公民教科書は検定意見を受け入れて大幅に修正し、合格した。これを受けて韓国、北朝鮮、中国、台湾、香港、ベトナムなどの政府とマスコミ、各種団体、研究者らが一斉に反発、外交関係のある各政府は外交ルートを通じて公式に抗議、市民団体はデモなどの行動を繰り返した。韓国挺身隊問題対策協議会は4日ソウルの日本大使館前で集会を開き、非難声明を日本大使館に手渡した。香港総領事館も市民団体の抗議を受けた。韓国政府は6日外交通商省、教育省など関係省庁担当幹部で構成する対策班設置を決めた。「子どもと教科書全国ネット21」など12の市民団体や日教組なども3日批判のアピールや談話を出した。再修正は難しいとみられ、今後は現場での採択をめぐる攻防になると予想される。「つくる会」側は採択率10%を目標に拡販キャンペーンを行う構え。(4/4-7各紙)

◆フィリピンの元「慰安婦」らが森首相に書簡送り、謝罪と補償を要求

3月30日フィリピンの元「慰安婦」43人は森首相に書簡を送り、「被害者が『国民基金』を受け取ろうが拒否しようが日本政府は法的責任を認め、謝罪と補償を行うべきであり、裁判で棄却されても1人でも被害者が生きている限り正義を要求し続ける」と宣言、法的補償を実現する補償法案の制定に尽力するよう求めた。リラ・ビリピーナ前共同代表のアモニタ・バラハディアさんらが署名している。(4/1ICR)

◆ミロシェビッチ・ユーゴ前大統領逮捕。近く議会で国際法廷協力法制定し引渡し

ユーゴスラビア連邦のミロシェビッチ前大統領は1日不正蓄財と職権乱用の疑いで治安部隊に包囲・逮捕された。前大統領はベオグラード拘置所に連行されたが、前大統領と司法当局との交渉役を務めたセルビア与党連合元報道官は3日記者会見で前大統領は「ハーグの国際法廷には引き渡さない」との条件で投降に応じたと証言した。国連旧ユーゴ国際戦犯法廷のホルティウス事務官は5日ベオグラード入りし、セルビア共和国司法相、ユーゴ連邦法相に前大統領の逮捕状と起訴状を手渡した。国際法廷は即時引渡しを要求しているが、コシュトウニツァ連邦大統領は「当面引き渡す考えはない」と拒否している。4日連邦法相は前大統領の身柄引渡しを含む国際法廷との協力に関する法案を完成させたと声明。同法案が5月末頃連邦議会で成立後に引渡しの道が開かれる可能性が高い。(4/2-7各紙から)

■＜案内＞日本軍「慰安婦」、強制労働国連NGO連絡会

4月12日(木)19:00、戦後補償ネット事務所(飯田橋)、ILO専門家委勧告&国連人権委クマラスワミ報告について。資料代=200円。T03-3237-0217、F03-3237-0287。

■＜案内＞強制連行・強制労働フォーラムⅡ

4月13日(金)18:00、全国教育文化会館(麹町)、報告①強制労働裁判の動向、②中国・韓国訴訟と米国の集団訴訟、ILO勧告、③花岡和解と花岡基金の今後、④ドイツ連邦基金と日本基金の展望。参加費=千円。主催=同実行委員会 T03-3818-6151。

■＜案内＞戦争被害調査会法を実現する市民会議第2回戦争被害に関する真相究明研究会

4月14日(土)14:00、新宿消費生活センター(高田馬場)、「抹殺された『記憶』」を再生するアーカイブズの役割 安藤正人(国文学研究資料館教授)。資料代=500円、T/F03-3288-2560。

◆【訃報】韓国人元「慰安婦」フン・ハルモニ、カンボジアで逝去：戦後もカンボジアで暮らしていた韓国人元「慰安婦」フン(李ナミ)ハルモニが2月15日亡くなった。推定76歳。

【裁判情報】●4月10日(火)10:00 江原道遺族訴訟控訴審第14回公判、東京高裁。

●4月12日(木)13:30 東京府系裁判控訴審第5回公判、東京高裁 809号(山田昭次氏証言)

戦後補償実現！FAX速報

No.332

2001.4.14

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL:members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
 ■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrtyo@aol.com

◆最高裁さらに2件の在日韓国人元軍属障害年金訴訟上告棄却。付言・補足意見もなし

4月13日最高裁第三小法廷(元原利文裁判長)は、在日韓国人で元日本軍軍属の姜富中(カン・ブジュン)さん(80、滋賀県在住)と故鄭商根(チン・サンゴン)さん(96年74歳で逝去、大阪府)の遺族が厚生労働相らを相手取り第2次大戦で旧日本軍属として負傷した原告らに戦傷病者戦没者遺族援護法に基づく障害年金の支給を求めた2件の訴訟の判決を言い渡し、いずれも上告を棄却した。5日に判決のあった石成基(ソク・ソギ)さん(79)と故陳石一(チン・シキル)さん(94年逝去)の遺族による訴訟(本紙前号参照)と同様に援護法が支給対象を日本国籍所有者に限っているのは法の下での平等を定めた憲法に違反すると障害年金の請求却下処分取消しを求めた訴訟だったが、先週と同じく「戦争損害に対する補償は、憲法の予想しないところ」で「立法府の裁量的判断にゆだねられたもの」とし、国籍条項の存置も「立法府の裁量を著しく逸脱したものとはいえず、憲法14条違反とはいえない」と請求を退けた。姜さんの訴訟では2審の大阪高裁判決が「憲法の平等原則に違反する疑いがある」(99.10.)と言及、鄭さんの訴訟でも1審大阪地裁判決が「日本人に比べて差別の程度は重大で憲法違反の疑いがある」(95.10.)と述べ、2審大阪高裁判決も「今後の立法政策で最大限の配慮がなされるべきだ」(99.9.)との見解を示していた。なお、5日の第一小法廷(井嶋一友裁判長)では差別状態は認定し、5人の裁判官の1人が補足意見で「人道的見地に立脚した明確な法的解決が望まれる」との見解を示したが、今回はそうした言及もなく一層後退した内容だった。姜さんは閉廷後「日本人と同じように戦争に行かされ、右手切られて、何が棄却だ。差別じゃないか」と抗議した。昨年成立した弔慰金等支給法による支給申請受付が今月1日から始まっているが姜さんは受け取らない意向をすでに表明している。鄭さんの遺族は韓国在住のため同法の支給の対象外。(4/13時事・朝日・毎日・読売夕刊)

◆国連人権委で教科書、「慰安婦」問題で韓国・北朝鮮・中国が激しく日本政府を批判

ジュネーブで開かれている第57会期国連人権委員会では9・10日「女性に対する暴力」の討議の中で、韓国と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)政府代表が「慰安婦」や教科書問題を取り上げ、そろって日本政府を激しく批判した。韓国の鄭義容大使は「歴史の歪曲をやめ、是正措置を取るべきだ」と発言、北朝鮮の金ヨンホ代表も「ILOはアジア女性基金は被害者の補償問題の解決にはならないと述べている。日本は過去の犯罪の責任を受け入れるべき」と主張した。日本の原口幸市大使は「村山談話でお詫びを表明、アジア女性基金に協力している。教科書は著者に特定の歴史に触れるよう強制できない。補償問題はサ条約と二国間条約などで解決済み」などと2度にわたって反論したが、韓国が2回、北朝鮮が1回反論し、「98年マクドゥーガル報告がアジア女性基金は被害者に公式の法的補償を支払う日本の責任に応じるものではないとしている」(韓国)などと激しく批判、NGOも「女性・法・開発に関するアジア太平洋フォーラム」が「過去10年間日本は特別報告者の勧告の実行を拒否し、教科書を歪曲してきた。国連安保理常任理事国になるべきでなく、世界平和を論じる資格はない」と述べた。11日には「子どもの権利の保護」の討議で再び北朝鮮が日本の教科書問題を取り上げ「歴史の歪曲を強く非難し、拒否する」と発言。日本政府代表の反論に南北朝鮮が反論権を行使し、「いずれの国家も真実の教育へのアクセスを保証すべきで、国家は歴

史を歪曲してはならない」(韓国)、「なぜ特別報告者は賠償について何もされていないと指摘しているのか?」(北朝鮮)と応酬。さらに中国も反論権を行使し「日本政府の発言を拒否する。過去の歴史についての日本による正しい理解は日本社会だけでなく、アジアと世界にも関係する。日本が責任逃れしようとするのは残念」と批判した。韓国政府が「慰安婦」問題で発言したのは2年ぶり。(4/9時事、10読売・夕刊、11赤旗、国連NGO連絡会、)

◆教科書抗議、韓国は大使一時召還。中韓ともに再修正要求。韓国国会議員団来日

日本の歴史教科書歪曲問題で韓国政府は崔相龍駐日大使を10日一時召還し、強い抗議の意思を示した。また韓日議員連盟(金鍾泌会長)も来月4日からソウルで開催予定の日韓・韓日議員連盟定期総会の無期延期を9日決定。10日に金泳鎮(民主)、元喆喜(自民連)、李康斗(ハナ)、李在旭(同)議員が来日し、外務省に衛藤征士郎副外相を訪ねて抗議。金泳鎮議員は11日から衆議院議員会館前で抗議の断食に入った。10日韓国の任晟準外交通商省次官補は日本の教科書の分析作業が終わり次第、再修正を要求することを明言。また同日中国の王毅外務次官は阿南惟茂駐中国大使を外務省に呼んで「教科書の中の誤りを正し、消極的影響を取り除くよう」求めた。11日金大中大統領も日韓経済協会代表団(団長・藤村正哉三菱マテリアル相談役)との懇談の中で初めて教科書問題に直接言及し「教科書採択の過程や新たな修正を通じて円満に解決されることを望む」と善処を求めた。12日には韓日議連の朴相千副会長ら韓国の与野党の議員4人が河野外相、町村文相に会い再修正を求める要求書を手渡したが、両相とも再修正には応じられないと拒否した。韓国の韓昇洙外交通商相は13日毎日新聞との会見で再修正要求の見通しを語り、「我々の具体的な対策を示していないのに、前もって“応じられない”と言うのは理解に苦しむ」と日本側を批判した。一時帰国中の崔相龍駐日大使は13日韓国人記者団との懇談で「最も象徴的な歴史的事実の隠蔽は『慰安婦』問題の削除だ。全世界が知っている確認された事実であり、教科書で必ず触れるべきだ。責任は日本政府にあり、日本に戻り次第、首相や外相と会談し、間違いに対しては修正を要求する」と述べた。同大使は天皇・皇后が観賞予定の16日の韓国オペラ公演にも欠席する見込み。また11日韓国の李万燮国会議長は「歴史の歪曲は韓日の協力関係の発展と平和と和解の雰囲気大きく損なう」と伝える綿貫民輔衆院議長あて親書を送り、12日来日した李富榮(ハンナラ党副総裁)、金元雄(同党)、李美卿(民主党、「従軍慰安婦」問題研究会会長)、金泰弘(同)議員が渡部恒三衆院副議長に手渡した。4人の議員は13日伊藤宗一郎日韓議連会長らとともに会い善処を求めたほか、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を推進する民主・共産・社民党などの議員団とも懇談し、連携を深めることで合意した。(4/10-14各紙・ICR)

◆議員会館前月例サイレント・デモが50回を突破。18日(水)午前11時半から第51回

「慰安婦」問題の早期立法解決を求めて96年から毎月第3水曜日午前11時半から12時半まで参議院議員会館前で行われている月例サイレント・デモが3月21日第50回に達し、第51回が今週18日(水)行われる。サイレント・デモ後は全議員に資料などを配布する予定。誰でも自由に参加できる。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646。

＜ご案内＞【訪朝報告と討論】南北和解と戦後補償を考える②

朝鮮民主主義人民共和国の戦争被害と戦後補償

4月19日(木)18:00、シニアワーク東京第1セミナー室(飯田橋、03-5211-2310)

＜第1部＞報告「朝鮮民主主義人民共和国の被害者と交流して」／土屋公敏(訪朝団団長)・金英姫・持橋多聞・前田朗・有光健。＜第2部＞問題提起と意見交換「南北朝鮮と戦後補償」／ゲスト＝李鍾元(立教大教授)・全哲男(朝鮮新報論説委員)。参加費＝500円。呼びかけ＝戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会/戦後補償ネットワークほか T03-3237-0217

戦後補償実現！FAX速報 No.333 2001.4.21.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
FAX:03(3237)0287 TEL:03(3237)0217 URL:members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail:cfrtyo@aol.com

◆各地で教科書への抗議続く。韓国大使は日本に帰任、来月初めに再修正要求の予定

日本の歴史教科書歪曲問題で各地で抗議が続いている。4月18日は東京、ソウル、マニラ、ニューヨークなどで同日デモとなった。韓国の元「慰安婦」と支援者、超党派の国会議員20余りと高校生180人の合計約250人はソウルの日本大使館前で抗議を行い、歴史教科書の再修正を訴えた。ニューヨークでは国連本部前に在米中国・韓国人ら数百人が集まって抗議デモが行われた。ロスでも17日日本総領事館前で約200人が参加してデモが行われた。

韓国に一時帰国していた崔相龍駐日大使は19日帰任し、同日河野外相に韓外相からの親書を手渡し、善処を求めるとともに20日には町村文相と会談、韓国側の意向を伝達した。河野外相は「大使の話を非常に重く受け止める」と述べ、町村文相は「再修正の難しさを前提としつつ、教科書以外の分野で何ができるか検討したい」と応じた。韓国政府は19日日本の歴史教科書歪曲対策班の第2回会合を開き、20日までに検定教科書の第1次分析作業を終え、21日から元駐日大使や学者・マスコミ関係者ら12人からなる諮問委員会に今後の対策などの意見を聞き、今月中に政府の対応策を決定、今月末か5月初めに日本政府に再修正を含めた要求を伝える予定。なお、11日から衆議院議員会館前で抗議の断食を続けていた金泳鎮議員はドクターストップがかかり16日6日間にわたったハンストを中止した。日本を訪問し、帰国した韓国国会議員らは韓国の国会などで一様に自民党総裁選候補者の発言などから「一層の右傾化」を指摘。警戒と怒りが高まっている。韓国挺身隊問題対策協議会は25日に被害者2人と代表を日本に送り、27日文部科学省前で直接抗議を行う予定。

今月4日に日本政府に覚書を送って抗議した台湾政府も7日異例の再抗議を駐日経済文化代表処を通じて行った。また20日には立法院(国会)で田外交部長、曾教育部長、歴史学者、弁護士らを招いて超党派の立法委員(国会議員)が「日本政府に歴史の真相に直ちに立ち戻るよう求める集会」を開いた。朝鮮民主主義人民共和国も7日外務省報道官が非難声明を発表している。アジア各国の新聞記事などは以下のURLが詳しい:member.nifty.ne.jp/hitaguchi/index.html (4/7-23各紙・ICR)

◆英議会下院が「慰安婦」訴訟を支持する決議採択。米國務省人権白書も「慰安婦」問題言及

英国議会下院は3月21日「慰安婦」被害者らが日本政府を訴える訴訟を支持する決議を採択した。アラン・シンプソン議員とアリス・マホン議員が提案したもので、「1931年から45年にかけて日本が占領地で約20万人を超える少女や若い女性を組織的に日本軍のための性奴隷として強制的に働かせ、「慰安所」で強姦・拷問し、生存できた人は25%程度とされる歴史に留意し、現在生存者が各地の法廷で日本政府に正義を求めている事実を下院は歓迎し、人道に対する罪の法的責任を回避しようと「主権免除」を日本政府が主張することを拒否する」という強い内容。2月下旬に米國務省が発表した世界各国の人権状況についての年次報告書(「人権白書」)も昨年に続いて日本の項で「慰安婦」問題を取り上げ、日本政府が被害者への個人補償を拒否し、国際的な批判を受けていることを報告している。(ICR)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」に海外の被害者関係団体から支持表明続く

3月21日に民主・共産・社民党が参議院に共同提案した「戦時強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」に対する海外の被害者関係団体からの支持が広がっている。韓国挺身隊

問題対策協議会、台北市婦女救援社会福利事業基金会、フィリピンのアジア女性人権評議会、リラ・ビリビーナ、ロラズ、オランダの対日道義請求補償財団などが歓迎・支持声明を発表しているほか、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会も洪善玉会長名で 18 日「慰安婦」問題の立法解決を求める会の土屋公献会長に書簡を送り、法案の立法化への支持と連帯を表明した。共和国の団体が同法案への態度を公式に表明したのは初めて。法案は「慰安婦」問題の立法解決を求める会ニュース」最新号(16号)や「ピースネット・ニュース」4月号などが全文紹介している。希望者はF03-3237-0287へ請求すれば入手できる(送料 80 円のみ)。「慰安婦」問題の立法解決を求める会は法案提出を受けて3月末から請願署名の提出を開始した。今期請願署名の最終締切は5月末。(ICR)

◆「国民基金」村山理事長が首相の「お詫びの手紙」は「日本政府の正式謝罪」と発言

社民党機関誌の「月刊社会民主」5月号は「女性のためのアジア平和国民基金」の村山富市理事長(元首相)のインタビューを掲載。インタビューに答えて同理事長は、同基金をとおして「償い金」を受領する被害者が同時に受け取る首相の「お詫びの手紙」は「日本政府の正式な謝罪」と言明、同基金以外に「国が主体となって補償できる途がない」と主張し、読者に募金への協力を訴えている。「お詫びの手紙」を「政府の正式謝罪」と言い切ったのは政府および基金の責任者としては初めてとみられ、今後論議を呼ぶ可能性がある。なお、同基金は20日大分市で事業報告会を開き、募金への協力を呼びかけた。(4/20 共同)

◆欧州の裁判情報：ベルギーが「人道に対する罪」を裁く国内法で初の裁判開始

3日ドイツ南部のラーフェンスブルグ地裁は第2次大戦中に強制労働を監督し、ユダヤ人7人を射殺した元ナチス親衛隊のユリウス・フィール被告(83)に禁固12年の実刑判決を言い渡した。(4/5 毎日)15日ボスニアに展開する平和安定化部隊(SFOR)はボスニア・ヘルツェゴビナ内戦末期の95年に起きた「スレブレニツァの虐殺」で中心的な役割を果たしたとの容疑で「セルビア人共和国」軍のドラガン・オブレンオビッチ司令官を逮捕し、ハーグに移送。16日国連旧ユーゴ戦犯法廷に引き渡した。(4/17 朝日・共同=毎日)17日ベルギーの重罪裁判所は93年に制定した「人道に対する罪」を対象にした国内法による最初の裁判を開始し、94年ルワンダ内戦で虐殺に関わった容疑でベルギー在住のルワンダ人の修道女や大学教授4人の審理を開始した。4人の被告はベルギー国内法による起訴は無効と主張するもよう。予審判事らはすでに170人の証言をルワンダや周辺国で集めており、5月中にも判決が出る見通しという。最高刑は終身刑。ルワンダ虐殺については、ルワンダの国内法廷、国連ルワンダ国際法廷(タンザニア)とベルギー法廷の3つの法廷が併行して開かれることになり、ルワンダ政府は裁判を歓迎しながらも「虐殺の背景や実態を十分知らないベルギー人に裁けるのか」(法相)との戸惑いもあるという。(4/18 毎日・読売、19 朝日)他方、18日ユーゴスラビア連邦のベオグラード地裁は99年春のNATOのユーゴ空爆による被害に対する「戦争犯罪」の罪で起訴されていたクリントン米前大統領ら欧米首脳14人に懲役20年の判決を言い渡し、逮捕状を発行した。国連旧ユーゴ戦犯法廷に対抗して提訴されたもので、被告人不在のまま言い渡された。(4/19 毎日夕刊)

■＜案内＞歴史の事実を掘つめる会主催：歴史は誰のものか2001

4月29日(日)13:40(開場13:20)、東京都中小企業会館(銀座)、証言/戦争体験者の証言、報告/中国帰還者への取材を通じて(熊谷伸一郎)、参加費=500円。T/F0426-44-3140(前田)。

【裁判情報】●関釜裁判：12日最高裁に上告。●4月24日(火)11:00 西松建設訴訟第14回公判、広島地裁304号。●4月24日(火)14:00 オランダPCW訴訟控訴審第8回公判、東京高裁812号。●4月26日(木)14:00 日鉄供託金返還裁判第3回公判、東京地裁606号。

戦後補償実現！FAX速報 №334 2001.4.30

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆ニュージーランド政府も元日本軍捕虜・民間抑留者らに1人3万NZドル支給を発表

ニュージーランド政府は戦没者慰霊日「アンザックデー」前日の4月24日、第2次大戦中の旧日本軍捕虜、民間抑留者と遺族に1人3万NZドル(約153万円)を支払うことを発表した。対象者は約150人という。98年12月にカナダ政府が元日本軍捕虜に1人2万4千カナダドル(約184万円、本紙247-248号参照)、昨年6月に英連邦マン島政府が1人1万ポンド(約160万円、301号参照)、11月に英国政府が1人1万ポンド(約160万円、315号参照)、12月にオランダ政府が1人3500ギルダー(約16万円、320号参照)の支給を発表したのに続く措置で、旧連合国で残るオーストラリア政府や米政府が追随して同様の措置を取るのには時間の問題とみられる。(4/25 毎日=時事)

◆独議会、ナチス強制労働補償基金の東欧・旧ソ連への先行支払いのための法改正準備へ

23日來日中のドイツ連邦議会(下院)ウォルフガング・ティールゼ議長(社民党)は、米国での集団訴訟の棄却が遅れているためナチス強制労働補償基金の支給開始が遅れている問題で、訴訟を起こしているユダヤ人団体とは別に、東欧や旧ソ連の被害者に補償金を先行して支払うよう連邦議会に提案すると声明した。5月の議会で分割支給に必要な法改正を討議する方針で、夏までの補償開始を促すもの。ティールゼ議長は「被害者は高齢者が多い」点を強調した。強制労働被害者は東欧や旧ソ連を中心に約150万人とみられるが、ナチス被害者連盟のロタ・エバースさんによれば、高齢のため被害者は昨年夏からだけでも「10万人が死に、今年夏までにさらに2万4千人が亡くなる可能性がある」という。補償金の支払い開始が遅れていることに抗議し、3月末にはベルリンの首相府前で被害者と支援者が24時間の抗議行動を行った。(4/17 朝日、24 毎日)

◆韓国政府、日本の歴史教科書の検討終え、5月4日に20～40項目の再修正要求へ

日本の歴史教科書歪曲問題で26日韓国挺身隊問題対策協議会の金允玉・池銀姫共同代表と元「慰安婦」の黄錦周さん(82)、金恩礼さん(76)が文部科学省を訪れ、教科書課の担当者に直接抗議し、再検定を求めた要望書を提出した。これに対し同省担当者は「現行制度では学習指導要領で定めていない内容を国が出版社に書くよう指導はできない」と回答した。翌27日には国会前で座り込みを行った。韓国政府は30日日本政府に伝える再修正要求案をまとめた。韓昇洙外交通商相が4日に寺田輝介駐韓大使に手渡す予定。韓国のマスコミなどによれば「慰安婦」の記述や「植民地支配・太平洋戦争の正当化」を含む古代史から現代史まで20～40項目の再修正要求になるという。「つくる会」教科書だけでなく他の7社も対象としている。再修正が拒否された場合、日本の大衆文化追加開放延期などの対抗措置を取るとも報じられている。(4/26-30 各紙)

◆小泉新政権、教科書問題改善に一応努力の構え。憂慮と戸惑いも広がる

総裁選挙でブームを起こした小泉純一郎氏を首班とする新政権が26日発足、田中真紀子外相、遠山敦子文部科学相らが就任した。憲法改正・靖国参拝を公言する新首相に当初中国、韓国などは強い警戒と憂慮を示したが、政権発足後は首相、外相、文相とも教科書問題での改善を口にし、前向きな姿勢を示している。とくに中国との関係に配慮を示す田中外相は「つくる会」教科書を記者会見で批判した。韓国からは金文化観光相が1日來日し、遠

山文部科学相らと会う予定。戦後補償問題については従来からの政府見解は変わらないとみられる。(4/24-30各紙)

◆水俣病関西訴訟、大阪高裁逆転判決。国と県の責任認め総額3億1950万円賠償命令

熊本・鹿児島県から関西に移り住んだ水俣病未認定患者と遺族97人が国、熊本県とチッソを相手に総額約19億円の損害賠償を求めた水俣病関西訴訟の控訴審の判決が27日大阪高裁(岡部崇明裁判長)で言い渡され、高裁は国と県の行政責任を高裁レベルで初めて認定。1審の大阪地裁判決(94年)を覆して、原告患者58人(内20人死亡)の内51人に対して1人850~450万円、総額3億1950万円の支払いを命じた。1600~1800万円の補償金が支給される認定患者に認められた人は延べ約1万7千人の申請に対しこれまで全国で2265人だけ。未認定患者は補償を求めて各地の裁判所に提訴していたが、96年村山内閣が未認定患者約1万人に一律260万円を支払う政治解決を図り、全国7地裁・高裁で行われていた訴訟が取り下げられ、関西訴訟のみが継続していた。地裁段階では行政責任を認める判断と否定した判断が各3件ずつに分かれ、高裁判決は今回が初めて。岡部裁判長は国の判断基準を否定し、患者を幅広く認定。「国と県の責任はチッソの4分の1」とした。責任の所在をあいまいにして低額の一時金で決着を図った行政側を厳しく批判したもので、「村山内閣・最大の功績」とされる96年「水俣病の解決」「加害企業との和解」の不当性が浮き彫りにされた形。提訴以来19年の闘いを経ての勝訴に川上敏行原告団長(76)は「すっとしたような気持ち。原告だけの勝利ではない。本当によかった」と語った。(4/27各紙夕刊)

◆広島平和記念公園内に韓国・朝鮮人被爆者のための「南北統一碑」建設で合意

13日在日大韓民国民団(民団)広島県地方本部と在日朝鮮人総連合会(総連)広島県本部と広島市は原爆で犠牲になった韓国・朝鮮人を慰霊する「南北統一碑」を広島市の平和記念公園内に建設することで基本合意した。99年に公園内に移設された「韓国人原爆犠牲者慰霊碑」の近くに建設される。建設時期や碑文の内容は今後検討する。(4/14朝日) 一方、28日韓国・大邱市では「原爆被害者とともに歩む市民の会」が設立された。韓国で被爆者を支援する市民団体ができたのは初めて。今後北朝鮮や日本の被爆者との交流も進め、平和で核兵器のない世界をめざす。(韓国・戦後補償速報4/14)

◆田中康夫長野知事が松代大本営跡地下壕を視察。保存に前向き発言

26日田中康夫長野県知事が第2次大戦末期に日本軍が大本営を移転するため朝鮮人を強制連行・労働させて作った長野市松代の「松代大本営」跡の地下壕を視察した。長野県知事の視察は初めてで、私立篠ノ井高校郷土研究班の生徒の案内で壕内を見学した後、国の史跡指定を文化庁に長野市が申請していることについて「まずは国の結論を待つ。傍観するのではなく、世界にとって残すべきものなので、みなさんと一緒に松代大本営の歴史的意味を発信していきたい」と語った。(4/26共同)

■＜資料案内＞シベリア抑留を考える緊急シンポの記録『シベリア強制労働の責任を問う』

昨年7月に東京で開催された緊急シンポジウム『いまシベリア抑留問題を考える・シベリア強制労働の責任を問う』の記録&資料。広瀬善男(明治学院大名誉教授)・足立純夫(防衛大元教授)・白井久也(日露歴史研究センター所長)・江藤洋一(シベリア弁護団)・神林共弥(全抑協会長)らの発言などを収録。B5版86頁。頒価=千円+郵送料240円。発行・申込先=全国抑留者補償協議会 T/P0235-24-0369。

【裁判情報】●延期されていた中国人「慰安婦」第1次訴訟判決公判:5月30日(水)13:10 東京地裁712号に期日決定。報告集会は18:30 シニアワーク東京で。

●5月8日(火)10:30 台湾元「慰安婦」第8回公判、東京地裁627号。

戦後補償実現！FAX速報 No.335 2001.5.8.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
 FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
 受信料：月額 1000 円 (初手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
 銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 E-mail: cfrtyo@aol.com

◆韓国政府、日本の中学歴史教科書に35項目の再修正を要求。日本政府再修正拒否の構え

5月8日韓国の韓昇洙外交通商相は寺田輝介駐韓大使に35項目の日本の中学歴史教科書の再修正要求書を手渡し、是正を正式に求めた。古代史から現代史まで「つくる会」が主導した扶桑社版は25ヶ所、他の7社版も10ヶ所、計35項目の修正を求め、とくに扶桑社版は「日本によって被害を被った国を冒瀆する加害史観である」と強く批判した。「慰安婦」の記述については「日本軍による軍隊慰安婦の強制動員事実を故意に欠落し、太平洋戦争当時の人倫にもとる残虐行為の実態を隠蔽した」と指摘し、国連の報告や93年8月の官房長官談話を記載するように求めた。他の近現代史の叙述も侵略と強制性を隠蔽し、植民地支配に対する反省がないことを厳しく批判している。韓外相は「日本の歴史教育に干渉するものではないが、一部教科書の歪曲は国民が胸の中に秘めていた心の傷を刺激し、韓日関係の前提を傷つける」と述べた。これに対し、福田官房長官は記者会見で「真摯に受け止め、十分に吟味する必要がある」としつつも、再修正については「明白な事実誤認がなければ修正はできない」と語った。「産経」は8日付夕刊1面トップで扱い、「受入は公教育の崩壊」と題する署名記事を掲げ、4面全頁で修正要求資料を詳しく紹介、扶桑社執筆者の高森明勅国学院大講師の反論も掲載した。「読売」も「修正の強要は違憲にあたる」と題する解説記事を1面に掲載して反発・牽制した。なお、韓国国防省は同日教科書問題への対応措置として6月初旬に海上自衛隊と韓国海軍が予定していた第2回日韓共同訓練の延期を発表した。また、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)教育省も7日日本政府に対し「歪曲された教科書を速やかに是正するための決定的措置を講じるとともに、検定通過させたことについて国際社会に謝罪することを強く要求する」との談話を発表した。(5/7 朝鮮通信・時事、8 共同・時事・NHK・各紙夕刊)

◆小泉新首相所信表明演説、教科書・戦後処理への言及なし

小泉純一郎新首相の所信表明演説が7日国会で行われたが、教科書や戦後処理問題についての言及は一切なかった。日米同盟を基軸に日中、日韓の関係の大切さをあいまいに説いただけで、歴史認識や外交政策の構造改革の可能性はみられない。(5/7 各紙夕刊、8 各紙)

◆韓国国会に日本による強制動員被害の真相究明法提出へ

韓国の与野党議員で構成する「国と文化を考える議員の会」と韓国挺身隊問題対策協議会、や民族問題研究所など4つのNGOは「日本帝国下、強制動員被害の真相糾明に関する特別法案」を国会に提出し、成立をめざすことを4月15日に明らかにし、24日国会内で公聴会を行った。この法案は、大統領直属の委員会を設置し、軍人・軍属、労務者、「慰安婦」など日本による強制動員被害者たちの真相究明をめざすもの。(4/30 戦後補償速報 No. 17)

◆ベトナム、アルジェリアでの虐殺告白、米仏であいつく

米民主党の次期大統領有力候補の一人ボブ・ケリー前上院議員(57)は4月26日ニューヨークで記者会見し、32年前の69年にベトナムの農村タイフォン村で同氏が指揮する海軍特殊部隊のゲリラ掃討作戦中、非武装の女性や老人、子供21人を殺害したと告白した。ゲリラ側の発砲を受けて応戦した中で起きたもので、「ゲリラ兵を殺したとばかり思っていたが、後になって民間人と知り、今も罪悪感にさいなまれている。今語ったのは私自身の

心を癒すためと軍の出動は他人の命を奪うことになる」と米国民に知らせたかったから」と語った。米メディアは「ベトナム戦争英雄の告白」として大々的に報道している。5月3日付のベトナム共産党機関紙「ニャンザン」は「ケリー氏の告白は米軍が犯した誤りと罪に対する良心の呵責を示した」と評価し、同日会見したベトナム外務省報道官も「ケリー氏の虐殺事件で村民が被った被害は甚大だが、ベトナムは伝統的に和解と寛容の精神を持っている」と語り、補償を要求する考えはないと表明した。一方、アルジェリア独立戦争中の1955-57年に仏軍情報機関を率い、後に叙勲されたポール・オサレス元将軍(83)も最近発表した回顧録の中で、アルジェリア解放戦線(FNL)の幹部らを拷問、自殺に見せかけ殺害したことなどを告白し、当時法相だったミッテラン元大統領もこれを承認していたと記して、波紋を呼んでいる。シラク大統領は4日アルジェリア戦争中の残虐行為を非難する声明を発表し、オサレス元将軍の叙勲名誉停止という異例の決定を行った。元将軍は仏有力紙に「逮捕・自白させることが国家への貢献と考えていた。良心に恥じることはない」と言明、パリに本部のある人権NGO「世界人権連盟」は同氏を仏検察当局に告発した。仏共産党や緑の党は、議会に調査委員会設置を要求している。(4/28読売、5/4朝日、8毎日・読売)

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！第52回サイレント・デモ&要請行動

5月16日(水)11:30、参議院議員会館前、13:00国会議員に資料配布・要請行動。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646-090-4384-1418、F03-3237-0287。

■<案内>命あるうちに解決を！「日本軍性暴力被害者」のお話を聞く院内集会

5月18日(金)10:30、衆議院第2議員会館第1集会室、証言＝趙潤梅・高銀娥さん(中国山西省在住)、宋神道さん(宮城県在住)。主催＝下関判決を生かす会 T/F0422-48-1662(山崎)。

■<案内>アジアの平和と朝鮮半島の統一を求める第5回日韓共同シンポジウム

5月19日(土)18:00、文京区民センター、米軍による老斧里住民虐殺被害者証言ほか。主催＝同実行委員会 T/F03-5684-0194。

■<案内>アジア・沖縄平和まつり in 池袋

5月20日(日)10:00、池袋西口公園、参加者・スタッフ募集中。連絡先＝T03-3267-9995、F03-3267-0158(平和と生活をむすぶ会)。

■<資料案内>『[シベリア抑留]スターリンの捕虜たち—ソ連機密資料が語る全容—』

ヴィクトル・カルポフ著、長勢了治訳。ロシアの公文書館機密資料などを精査し、抑留による日本人死亡者は9万2千人余と推計。ソ連側のシステムなどを詳述。北海道新聞社刊、2500円。

【裁判情報】<報告>●三菱広島釜山訴訟：4月20日釜山地方裁判所で第6回公判が開かれ、原告の金ドンヨンさんに対する本人尋問が行われた。金さんは強制連行の経緯や広島での生活、被爆当時の状況やその後の状況について陳述した。被告側の反対尋問は次回6月行われる。当日、故朴昌煥(パク・チャノア)さんに代わって朴ジェフンさんが遺影を持って出廷。公判のもようはKBSが4月24日TV放映した。

<予定>●5月17日(木)13:30中国・山西省性暴力被害者裁判第10回公判(東京地裁527号(原告本人尋問＝趙潤梅・高銀娥・李愛芳さん予定、12:50地裁玄関前集合、18:30報告証言集会/東京ウィメンズ・プラザ1F視聴覚室)。●5月18日(金)10:30中国人強制連行第2次訴訟第10回公判、東京地裁706号。●5月21日(月)13:30中国・細菌戦裁判第23回公判、東京地裁103号。●5月24日(木)11:00東京麻糸裁判控訴審第6回公判、東京高裁809号。
*集会や裁判情報の掲載希望は、FAX03-3237-0287かE-mail:cfrtyc@aol.comへ3週間前までにお送り下さい。スペースの関係で全部紹介できないこともあります。(編集部)